

第九十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和五十五年十月二十九日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 三ツ林太郎君

理事 谷川 和徳君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 譲君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 小澤 潔君

理事 久保田円次君

理事 近藤 鉄雄君

理事 野上 徹君

理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君

理事 鍛冶 清君

理事 山原健二郎君

出席政府委員

文部大臣 田中 龍夫君

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部省初等中等 教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術国際 局長 松浦泰次郎君

文部省社会教育 局長 高石 邦男君

郵政省電波監理 局長 田中眞三郎君

郵政省電波監理 局放送部長 富田 徹郎君

労働省婦人少年 局年少労働課長 金平 隆弘君

労働省職業安定 局業務指導課長 若林 之矩君

委員外の出席者

郵政省電波監理 局放送部長 富田 徹郎君

労働省婦人少年 局年少労働課長 金平 隆弘君

労働省職業安定 局業務指導課長 若林 之矩君

参考人 田中 武志君
文教委員会調査 室長 中嶋 米夫君

十月二十五日

小樽運河及び周辺の石造倉庫群保存に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第四〇一號)

同(池端清一君紹介)(第四〇二號)

同(岡田利春君紹介)(第四〇三號)

同(菅直人君紹介)(第四一七號)

同(小林恒人君紹介)(第五二七號)

高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願(若垂喜男君紹介)(第四〇四號)

同外二件(河野洋平君紹介)(第五二五號)

同外一件(高橋高望君紹介)(第五二六號)

金沢大学教育学部に養護教諭養成課程新設に関する請願(嶋崎譲君紹介)(第四〇五號)

同(嶋崎譲君紹介)(第四五六號)

同月二十七日

高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願(市川雄一君紹介)(第六四五號)

小樽運河及び周辺の石造倉庫群保存に関する請願(横路孝弘君紹介)(第六四六號)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出席要求に関する件

放送大学学園法案(内閣提出第四号)

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、放送大学学園法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。嶋崎譲君。
○嶋崎委員 放送大学法案についての当委員会における審議は、三度にわたった国会で議論が行われてまいりましたが、まだ最後の詰めといえます。この法案の問題点はかなり浮き彫りになってきているとは思いますが、その問題点をいまのままの形でいくのか、それとも一定の、委員会でも詰まることがあれば、それに基づく修正などが考えられるかどうか、そういうような問題がまだ残っているように思いますので、要点をいいたいただろう一度問題を整理して提出をしたいと思えます。私が足りない分は、わが党の各委員に後で補っていただくことにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

先般の九十一国会の衆議院の文教委員会、私が、この放送大学の問題が日程に上った時期から法案が出てくるまでの過程について幾つか質問をいたしました。繰り返して質問をいたしませんで、要約して質問を申し上げますが、要するに今度特殊法人放送大学学園が設立するこの放送大学が、いままでの伝統的な大学の考え方の上に立つてできる大学なのか、それとも新しいタイプの大学なのか、この点について前回は佐野局長と議論をいたしました。どういふふうに大学局長、文部大臣はお考えですか。
○宮地政府委員 御質問は、伝統的な大学なのかそれとも新しい大学なのかというお尋ねでございますが、先生御案内のとおり、この放送大学は放送による教育を行う、ただし行方中身としては大学そのものである、学校教育法第一条の大学として設置をするという形のものでございます。したがって、正規の大学であるという意味では従来

です、その中の一つとしてテレビを使うという方式だということは、すでに委員会でも明らかにされてきたと思います。

これに対して今日の内外の情勢、特に日本の国内の情勢は、大変な国民の教育要求というものが高まっていく中で、その高まった教育要求というものにこたえるために、高等教育レベルのいわば教養的なものを求める学習歴の要求、学習を求めていくという要求にこたえなければならぬ。それにこたえるためにすでにNHKは、市民大学講座その他でもって、かなり高等レベルのいわば教養的なものを取得することが可能になるような実験や現実の放送を行ってきた。そういう意味で、NHKのやっている教養大学、市民大学型のいわば大衆的要求にこたえるタイプが一つありまして、もう一つは、いまここで問題になっています放送大学という方式。

そういう意味で、伝統的な大学観の上に立つてマスメディアを使うタイプというのは、クローズドサーキット方式やオープンユニバーシティのタイプであり、それに新しい大衆的な教育要求に基づいて一方でNHKの教養大学的、市民大学的なもの、いまここでわれわれが問題にしようとする正規の放送大学、こういう対応が問題になってきているというふうには言えるのではないかと。したがって、ここでわれわれが問題にしようとしておる放送大学のタイプは、伝統的な大学観の上に立つた大学におけるマスメディアの利用の仕方とは違った新しいタイプの大学だという意味で、新しいタイプの大学と言っているのではないかと、こういうふうなこの間の委員会では議論していく過程で問題が整理されたように思いますが、これです。

○宮地政府委員 大学観というお言葉で御指摘をいただいたわけですが、前回の速記録も読ましていただきましたが、先生と前局長とのやりとりではただいま先生が御指摘のような形で整理をいただいている結構かと思えます。

○嶋崎委員 それに当たりまして、いまのような

議論にいく過程で、放送大学という問題が一番最初に取り上げられた時期は、昭和四十五年の七月の、文部省の中に設置されました放送大学準備調査会が行った答申「放送大学の設立について」というのが最初だということを確認したと思えますが、その確認でよろしいですね。

○宮地政府委員 結構でございます。

○嶋崎委員 社会教育局長、それと並行して昭和四十四年の段階に社会教育審議会の「映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について」という答申が出ているということを確認をいたしました。そのとおりですね。

○高石政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 ここで問題なのは、社会教育審議会の答申で映像放送、FM放送による教育専門放送というものを問題にしたときの問題の立て方は、社会教育という乳幼児から大学に至るまでの広範な教育の中で教育専門、ある意味では高等教育的レベルの教育にこのメディアを使うという意味で、社教審の答申は出されたかと判断をいたしますが、いかがですか。

○高石政府委員 そのとおり理解しております。

○嶋崎委員 片や文部省の方は「放送大学の設立について」ということで、今度は新しいタイプの大学として正規の四年制で単位を与える大学を構想して放送大学の設立を放送大学準備調査会が答申をした。つまり、並行して社会教育審議会の方は広く社会教育一般の中でメディアをどう使うか、片一方は今度はそれを新構想大学として動き出した、こういう過程になっておるといことも前回確認したところでありますが、そのとおりですね。

○宮地政府委員 御指摘のとおりでございます。

○嶋崎委員 その際の問題はどこにあったかといえますと、国民が教育要求というものを抱いている、その教育要求はだんだん高等レベルの教育を教養的な意味で要求している、いわゆる学習歴の要求、自分はこれだけ勉強したということ成果

として確認するという学習歴の要求と、四年制の大学を出て大卒という資格を求める要求、これを学習歴なしは学校歴と呼ぶならば、学習歴と学校歴のこの二つの要求が、実は広範な国民大衆の中から、調査では三百四、五十万人の人たちから学習歴と学校歴を兼ねたような形の高い教育要求が出てきている。そのために社会教育審議会の方は、国民の教育要求というのはいまどんな形で爆発的に出ていくかという調査を五十三年に「民間における社会教育文化事業の概観」という資料をおまとめになったと思えますが、そのとおりですね。

○高石政府委員 いま御指摘のような形の考え方で調査をしたわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、一方、社会教育審議会の延長線上で社会教育局の方では、いかに国民の教育要求、学習歴、勉強したいという要求が出てくるかということ、公の施設で吸収できないから結局教育産業という新しい産業が出てきて、たとえば朝日カルチャーセンターだとかそういうものが無数にできてきて、それにとりとうと学習歴の要求が流れているという調査をなさったわけでありました。そうすると問題は、国民の広範な学習歴の要求は、それが直ちに大卒の学校歴ないしは学歴を要するものだという前提に立って新しい大学を構想したということではないでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、御提案申し上げております放送大学は、もちろん正規の大学として構想しているわけでございます。それでございしますが、御案内のように学生を受け入れる場合には、非常に大きなシェアを、いま御指摘の単位の取得を希望する科目とか、あるいは専科履修生のために割いている。つまり、先生御指摘の学校歴ではなくて学習歴が非常に高い、それも大学レベルの学習歴が非常に高いということ、結果としては放送大学そのものがやはり受けとめることになるというように形でございます。つまり、大学の学生として登録をし

ていないでももちろん自由視聴する人たちがたくさんいるわけではございまして、そういう人たちが放送大学の講義の中身をいわば学習歴としての要求として勉強するということは、当然にこの大学が予想しているところでございまして。

○嶋崎委員 そこで二つ問題が出てくるわけですね。一つは何かといいますが、五十三年の社会教育局の調査にもありますように、国民の中に大変な学習歴要求、かなり高等専門教育的なレベルの学習歴要求がある。では、それをいまの法体系や既存の教育の体制で受け入れる努力をしたことがありませうか。

○宮地政府委員 従来の大学でただいま御指摘のような学習歴といいますが、高い勉強を求める一般社会の方々に対する受け入れを従来どう対処してきたかというお尋ねでございしますが、先生御指摘のように、そういう要求が社会全体から非常に強く望まれているということは、たとえばカルチャーセンターというようなものが盛況をきわめているというようにことから見られるとおりでございませう。

そこで、既存の大学でどういふことをやってきたかというお尋ねでございしますが、文部省といったしましては、そのために従来からたとえば夜間学部でございましてとか通信教育の充実あるいは大学とか大学院への社会人の積極的な受け入れ、また大学で行います大学講座の拡充等に努めてきているわけではございます。従来からもそういうような形でいろいろ対応してきておるわけではございますが、お願いしておりますこの放送大学ができれば、もちろん社会の要請に積極的に対応して門戸を開いていく、そして生涯教育の一つの場としての役割を果たしていく、かように考えているわけではございます。

○嶋崎委員 学校教育法五十四条「大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。」「五十四条の二項「大学は、通信による教育を行なうことができる。」、これの対応をしたとおっしゃるんですね、いつやりましたか。この法律

ができて三十年以上もたっているのに、夜間において授業を行う学部を置くことができるということに対して、これは大学側が自主的に決めることであって文部省が指導して上から押しつけることではありまじいけれども、この法律があるのに国立大学では、少なくとも行政府としてはこの五十

四の夜間において授業を行う学部を置く努力を今日までしたと言えない。むしろ夜間の学部は廃止の方向にすら動いてきたじやありませんか。そういう意味で、最近になって夜間学部の問題が全国的に問題になっていきますから、少しずつ対応を始めていくにすぎない。これは前委員会でも、最近のことでごまかそう、ごまかそうとするから、それはあかんとはよく言っておきました。

通信による教育を行うことができるという場合でも、国立大学がまともな通信教育のシステムを今日持っているでしょうか。たとえば慶応の通信とか私立大学はかなり努力をしておりますが、今日の私学助成の中にも、通信教育に対する経費は、実はあれは項目としてじゃなくてその他の中で大学院と同じような中に突っ込みでしか予算は組まれておりません。そういう意味で、通信による教育を行うことができるというこの条項に即して今日までまともな努力をしているとは言えないと思う。この点が一つあります。

特に大学教育法の六十九条には「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。」「二項に「公開講座に必要事項は、監督庁がこれを定める。」と書いてある。この法律ができて何十年たっているか。前委員会でも監督庁がこれを定めるといふことについて努力をせよと言いましたが、努力をしましたか。

○宮地政府委員 まず初めのお尋ねの、夜間学部等についての努力は、従来必ずしも十分な取り組みではなかったではないかという御指摘でございますが、その点は先生御指摘のとおり、夜間学部等の整備状況について私ども具体的に取組んでいっておりますのは、ここ数年来特にそういう点で取組んでいるということ、前回も御説明申

したわけでございます。そういう意味で、取組みとしては比較的最近のことであるということ、御指摘のとおりでございます。

ただ具体的には、前回も御説明申し上げた点でございまして、昭和三十二年にたえば広島大学法学部、経済学部等で人員増を図りますとか、あるいは九州工業大学工学部、長崎大学商業短期大学部等で人員増を図るといふような取組をいたしました。それから五十三年度は岡山大学の法学部、経済学部で人員増を図りますとか、あるいは神戸大学経営学部で人員増を図る、新潟大学商業短期大学部の人員増を図る、それから五十四年度では九州工業大学工学部で人員増を図るといふようなことで、御指摘のように確かに取組みとしてはここ数年のことでございますけれども、やはり社会全体の要請にこたえるように夜間学部の整備等についても取組みはいたしておるわけでございます。

そのほか、たとえば昼夜開講制というようになことで、千葉大学の工学部でございまして、あるいは福島大学経済学部、愛媛大学法文学部等におきまして、具体的には昼夜開講制の四年制の学部というふうなものについて、これもそれぞれ五十一年度、五十三年度、五十四年度の開設でございますけれども、そういう取組みをいたしてきております。

これは先生御指摘のように、最近のことではないかということではございますが、私どもとしては、既存の大学でもそういう取組みはいたしてきております。

それから、第二点の通信についての国立大学の取組みはどうかということでございますが、通信についての学部を国立について置いているのは実はございしません。それで、ただいま御提案申し上げておきますこの放送大学そのものが、形として言えはまず通信による学部という形になる、したがって、これはぜひそういう形で私どもに取組みをさしていただきたいということ

で御提案を申し上げておるわけでございます。それから、学校教育法第六十九条に「公開講座に必要事項は、監督庁がこれを定める」と規定してあるが、その規定ができていくかということでございます。

前回も御説明を申し上げたわけでございますが、この規定については、まだ規定はできておりません。それで、私どもとしては、公開講座についてすでに現在、社会に対する大学開放の一つのあり方といたしまして大学公開講座の問題があるわけでございます。昭和五十四年度で申し上げますと、大学の公開講座の開設状況でございますが、国立で七十六大学、公立で十二大学、私立で百十九大学ということ、二百一十大学が開設をいたしております。具体的な開設の講座の数でございますが、国立が三百五十三、公立が五十、私立が七百七十八、計千八百八十一講座ということになっております。

具体的な開設日数で申し上げますと、国立で二千九百日余り、公立で約三百日余り、私立が六千七百日というところで、日数で申し上げますと約一万日、一講座当たりで言いますと、平均的には一講座当たり八・五日というふうな数字になっております。

そして国立の場合の予算額でございますが、予算額といたしまして、累年増額に努力をしてきておりまして、五十四年度は一億を超え一億五百万余り、五十五年度は一億二千三百万余りの予算を計上しているというのが現状でございます。

つまり、具体的には各大学はそれぞれ社会の要請にこたえまして公開講座を実施している、そういう状況は、ただいま申しましたように、累年開設数等についても増加の方向に向かってきております。これは既設大学におきまして、そういう社会の要請にこたえる姿をやっているわけでございます。つまり、そういう中で監督庁が公開講座に必要事項を定めていないというの、確かに先生御指摘のように、形として監督庁が定めをしていないという点については、何と申します

か十分な取組みでないではないかというおしかりでございますが、現実の実態としては、そういうぐあいに公開講座そのものは行われているわけでございます。

そこで具体的に、この監督庁の定めにつきましても、私もこれから検討はしたい、かように考えております。ただ、すでにこれだけ大学においても公開講座が行われているわけでございまして、むしろ監督庁の定め方が非常に慎重でなければいけない、かように考えております。具体的に言えば、現にやっております公開講座がより伸びていくような形で決める必要があるわけでございまして、何らか監督庁が基準を決めることによつてそれが枠をはめられるというふうな形であつてはならない、かように考えておりまして、規定の決め方としては非常に慎重でなければならぬ、かように考えております。

○嶋崎委員 通信教育と夜間学部を置くということとは質的に違うものがあるんですよ。働きながら勉強する人と、学部の夜間並びに昼夜兼ねたものに出かけていって勉強するのでは、片一方の場合には非常に勤務との関係がむずかしくなる。最後に問題にする教育有給休暇ないしは教育休暇というものをどうするかという問題と、学部に出かけていって授業を聞いて単位を取るといふことと非常に深い関係がある。それだけに通信教育というものは、勤労青年や老人、婦人が勉強しようというときには大変重要な意味を持っているわけですが、そこの方のお留守になつていっていることにいまだに対応していないわけであります。

しかも、いまの公開講座でもふえてはいるけれども、いまの公開講座であれ、大学の夜間の学部の場合であれ、通信教育の場合でも、これはみんな古いままの伝統的な大学観の上に立つた教育なんです。そうですね。ですから、いまの新構想大学というのは、ある意味ではこれからの新しいタイプの大学になるわけです。しかも今度の新構想大学は、関東一円から始めてよその地域にはいつどうなるか、まだ計画が莫然としているわけ

であります。そうしますと、関東を含めた人たちは、学習歴の要求にこたえるために放送大学が利用できる、学校歴でも利用できるという面が一面あっても、全国の学習要求にはとても放送大学の当面の企画ではこたえられないことになるわけであります。

国の財政事情がこんな悪いときに放送大学に莫大なお金をつぎ込んでいくことは、今度は他の文教予算に対してしわ寄せが来ますから、この大変な学習歴の要求をいままでの既存の大学の中で処理していくためには、こちらも一方で充実しなければならぬという課題をどう担うかという点を追求しなければならぬ。

そういう意味で、今後、大変な財政事情ではありますけれども、政府がこれだけ熱心に放送大学構想で学習歴、学校歴の要求にこたえる努力をするのならば、他方で、学校教育法五十四条、五十四条の二ないしは六十九条の公開講座などで既存の伝統的大学の中で国民の要求にこたえなければならぬ諸課題を法律で決めているわけですから、並行してこれらを充実するという方向に積極的に取り組まないと、三百五十万も学習歴の要求があつて、学校歴の要求だつて――これは文部省の統計のとり方が非常に作爲的なとり方ですから、学校歴の要求が急に高まっただけであつて、当てにならないけれども、莫然とした学習歴の要求ということになるば三百四、五十万のことだけははっきりしているわけです。

そうしますと、いままでの伝統的な大学の上に立つてやるべきこと、たとえば一つ重要なのは私学の助成ですが、私学助成というところを通じてなるべく金がかかぬでやれる。それに奨学金制度、これを一方で充実しながらこういう教育要求にこたえるにはどうするか、これが一つ。これはいままでも私学助成法その他でわれわれ委員会でも追及してきたが、飛躍的にやるにはどうするか、一方でそれを考えなければなりません。

もう一つは、社会人の大学入学、これも私立大学はやっているけれども、国立大学はもとにや

っていません。だから、社会人の大学入学という意味での大学開放の問題を、それぞれの大学が自主的に判断するようにするにはどうするか、このテーマも追求しなければなりません。

それから、学校歴ではないけれども、学習歴の要求が非常に高いわけでありますから、今度は社会教育の側では、公のそれを受ける体制として地方自治体の社会教育というものがあつて、この間も委員会でも言いましたけれども、日本の社会教育の考え方というのは、ヨーロッパから見たらひっくり返つておるのです。先に社会教育法をつくつて公民館をこしらえて、後で図書館ができて、それから博物館とかいろいろのができるので。これは逆なんです。つまり、国民の中に文化の伝統をつくる時には、一番先に博物館があつて目で見てわかる文化でみんなが身につける。それをコピーしたものを図書館で勉強する。公民館に集まつたときはそこで討論をするわけだ。討論する場所ばかりいっぱいつくつてみたつて、その背後にある目で読む、勉強をしなければならぬ図書館が充実していない、その背後にあるさつてみたつて目で見たりする文化や科学技術の伝統みたいなものをつかみきれぬ。だから、転倒しているわけです。そういう意味で、社会教育は先進国に比べて非常にブアなわけですね。

そして片一方は、大学というのは受験地獄にさらされて十八歳から試験を受けるというかつこうで、なかなか受け入れ体制がないものだから、結局そこそこの教育における受験地獄や人間疎外の問題が今日非常に社会問題になっている構造がある。

そういう意味で、ここで大臣にひとつ決意をお聞きしたいのだが、いままでも長い議論をしましたが、きょうはこの前みたい長い議論をしません、結論だけ申し上げますが、いまのような私学の問題、大学における社会人入学の問題、通信教育、夜間の問題、それから社会教育の充実、こういう四点について、一方で放送大学というものを構想して莫大な金をかけなければならぬ要請があるくらいならば、既存の大学や既存の教育の体系

の中で、法律でできるものをもつと積極的にやつた上でこういう新しい問題の立て方をすべきだと私は思います。

そういう意味で大臣、いままでも新構想大学以外にこれだけ国民の学習歴要求というものがあつて、いままでも一連の問題について積極的な対応をするということについての御意見を承りたいと思います。

○田中(龍)国務大臣 たいはい今日の経過につきまして、先生の大変詳細なお話を承りました。私もまた啓発されるところがあるのでありますが、ただいま御提案申し上げておりますこの放送大学学園の法律は、文教に携わる皆様方といたしましても、われわれといたしましても、非常に夢を持った新しい時代に対応した構想である、かように存する次第でございます。同時に、既存の大学におきまして通信教育あるいはその他の経過といふものもございましていろいろけれども、これは両々相まわつていきたいものである、かように存するのでございます。

ただいま財政上の諸案件逼迫の当面ではございますけれども、しかしながら、過去十年にわたりますしてわれわれはこの問題の貫徹を期して今日も御提案申し上げておる次第でございます。本当にこの放送大学学園といふものが開かれた大学、しかもライフサイエンスと申しますか、社会全般の欲求といふものも、これらの教養につきましましては非常に望ましいところ、こう思うのでありまして、社会的な要望にこたえてわれわれはこの放送大学の構想をぜひ実現させていただきたい。同時にまた、既往の諸制度につきましても、私は、充実を図つてまいらなければならぬだろう、両々相まわつて貫徹をいたしたいものだ、かように考えております。

○嶋崎委員 ぼくは、大臣に後の方は聞いていないです、放送大学はいまから議論するんですから。いまお聞きしているのは、いままでの法律の体系や社会教育や学校教育の体系の中でいま爆発的に起きている教育要求というものの、まだこ

さなければならぬ問題がいっぱいあるから、放送大学はその中の一つのタイプとしてそれを受け入れるわけなんです。これは一つのタイプなんです。だから、そういう意味でいまの既存の体制の中でもっと充実発展させようということをやらないと、放送大学だけでは受け入れられない、放送大学は危険性を一面持つていますから。既存の大学の考え方に立つた、ないしは社会教育の考え方の中にもっと充てんすべきものを一方で先に補つておかないと、放送大学は取つてかわられませんか。そつちの方の充実の決意があるかということをお願いしているのです。

○田中(龍)国務大臣 もちろん先生の冒頭から申されました大学観というものからいたしまして、われわれも全く同感でございます。と同時に、またあわせて私は新しい理想を追いいたい、かように考えております。

○嶋崎委員 では、後の方へ言つてからまた聞きます。

放送大学準備調査会が「放送大学の設立について」という答申をやつたのは昭和四十五年です。ね、そして文部省が国民にこういう大学をつくる必要があるかどうかの調査をまともにやつたのは五十年なんです。その前にやつたのは四十五年なんです。つまり文部省が先に、どうも国民は放送大学のような大学を要望しているらしい、なぜならば、社会教育から見ると、すでにメディアを使わなければならぬという答申が出ていて、乳幼児から大学に至るまでメディアが要るよ、そうならば高等レベルの大学でもメディアが要るよ、しかし、そのメディアは放送大学になるのか、NHKの教養市民大学でいいのか、大学の中の一つよりクローズドサーキットシステムでいいのか、ここはまだはっきりしていません、そのときに文部省は直ちに新しい構想大学として放送大学を一つの方法として打ち出したわけです。打ち出して置いて、これが国民の要求にかなうかどうかという調査は後回しにしておるわけだ。調査なくして大学設立の位置を示したということなんです。

これは大衆国民的な性格を持った新しい大学なんです。こういふものををつくるかどうかについては、国民にどういふ要求があり、その要求にどうこたえたいかという観点で大学設立を慎重に考えるべきであるのに、調査なくして大学の構想を先に打ち出したわけです。そういう意味で上からつくだ大学なんです。文部省主導型大学なんです。だから、上からつくだ大学という意味で、その後行った調査の仕方、この間の委員会で詰めたように非常にインキな調査をやっている。四十五年の調査は学習歴を前提にした調査であった。五十年の調査は、今度は大学をこしらえるという前提に立って調査すれば、その側の数字がはね上がるのはあたりまえなんです。それを一つの根拠にして、やはりわれわれの構想は正しかった、こういうふうな理屈づけたのです。そういう意味で、国民の真の要求に即した大学のつくり方であったかどうかについて経過上一つの問題がある。これは前回の委員会で明らかにしたところであります。

そうしますと、いま大臣に質問した意味は、この放送大学が、いまから議論する放送というメディアが大変重要な役割を持つ大学であって、スクーリングもはつきりしていない、学習センターの仕組みもはつきりしていない、教授会との関係もはつきりしていない、これから出てくる放送大学の組織や運営というものはみんな大学に任すというだけであって、何も基本を決めてないわけです。そうすると、上からつくだ大学であって、その大学が大学自治や学問の自由という観点からどういふふうな実現されるかについての構想がないまま、上からつくだと言っていて、それで、それが国民の要求だという理屈をつけて、そして放送大学法案に走ってきたわけです。

ですから、もし放送大学法案に盛り込まれた、放送学園という特殊法人が設立する大学、そして放送局をこれまた設立するわけですから、放送局と大学を一つに兼ね備えた放送大学というものができ

たときに、その放送大学が国民の学習要求というものをここで押込んでしまふ、極端に言いますと、困り込んでしまふ、社会教育や既存の大学の開放や私学の助成やそこの方がお留守になる、もしこの大学が誤った形を持った危険なことがあったとしたら、これは将来国民にとって大変な問題になるのです。だから、そういう意味で大臣にお聞きしたのであります。

つまり、いまの法体系や社会教育の体系の中で国民にこたえてやれるべきことがある、それを十分にやっておいて、その中の一つ、ワン・オブ・ゼムなんです、放送大学というものは、それを、放送大学があたかもすべて社会教育的なもののから大学教育に至るものも含めてやれるという前提に立って、これだけに全体のいわば予算をつぎ込んでやっていった場合に、うまくいった場合はいいけれども、もしうまくいかなかった場合はいろいろな連の問題が起きてくると、国民にとっては大変な問題を引き起こすことがあり得るからです。

そういう意味で、並行して大臣はおっしゃいます、こつちに一生懸命未来に対して希望を持つのもいいけれども、やるべきことをきつと一方にやりながら、そのうちのワン・オブ・ゼム、放送大学というものをどう位置づけるかというふうな議論をしないと、放送大学があたかもそういう物事を含めて並行で、そしてこれを充実させようすればこつち側の問題も解決できるという問題の立て方をすると、社会教育や大学開放や私学助成や夜間大学や通信教育やそういう多くの問題が軽視されがちなことになる、実は本来の学習歴の要求や学校歴の真の要求にこたえ得ない危険性をはらんでくる。

現に放送大学ができるのは関東だけでしょ、当分地方はないのですから。それでは地方の人たちの持っているこの学習歴の要求はどがこたえられるかと言え、社会教育的に対応するか地方の大学が対応するかして一時対応していかなければ国民の要求にはこたえていけないという意味で、文部行政全体としては失格だと言わざるを得ない。

そういう意味でお聞きしているわけでありまして、もうこれには大臣いいです。また後でまとめてやってもいいです。

そこで、今度は放送大学の中身に入りますが、いままでの議論の中で放送大学というものを考えるときに、問題が整理されないまま議論されたきらいがどうも法案提出の過程にあるように思うのですが、放送大学という大学は、大学における大学なんです、大学レベルの教育をやるところなんです、どこですか。

○宮地政府委員 放送大学そのものは、学校教育法上の正規の大学というぐあいに私は位置づけをいたしております。

○嶋崎委員 そうしますと、大学における教育ですね。

○宮地政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 ところが、この大学には放送学園という特殊法人が、一方で電波を監理する放送局をもち、そして片一方で大学を設立するわけですよ。つまり、放送学園という特殊法人は、放送局と大学を兼ね備えた二つの体を持った一つの学園になるわけなんです。そこで当然、この大学における教育という問題と大学レベルの教育という問題、それとの関係はどうなのかという点について少し議論をしておかなければならぬと思うのです。つまり、大学における教育というのは、いかに新構想大学であつても、決してテレビだけで映像だけで教育が行われる、これが自己目的化してはならぬことは明らかだと思ひますが、そのとおりですね。

○宮地政府委員 その点も従来からよく御説明も申し上げておりますとおり、この放送大学におきましては、放送による教育がもちろん含まれるのは当然でございますが、おおよそそれは三分の一程度というぐあいに考えております。ほかにはスクーリングと教材による分野というものがそれぞれ含まれるのは当然でございます。

○嶋崎委員 そうなりますと、確かにキャンパスがないという意味では新しいけれども、そのキャンパスのない部分は、スクーリングとか、それから地方のいわゆる学習センターで、チャーター、指導教官などを含めて教育をするということですね。そうなりますね。

○宮地政府委員 さようでございます。

○嶋崎委員 まあ、それは後の議論にするとして、そこでまた大学における大学と大学レベルの大学という問題にひっかけていきますと、大学における教育という場合には、憲法二十三条の学問、思想の自由と、その担保としての大学自治が前提でなければならない、そうですね。

○宮地政府委員 その点についても従来から御説明をいたしておるとおりでございます、もちろん、この放送大学においても学問の自治というものが確保されるのは当然のことでございます。

○嶋崎委員 今度は放送局を持つわけですから、そこで電波監理局長、この法律にも附則のところを言っておりますように、五十条の二で「第四十三条及び第四十八条の規定は、学園の放送局の廃止及び放送の休止について準用する。」「二に「第四十四条第三項及び第五項並びに第四十六条の規定は、学園の放送番組の編集及び放送について準用する。」「というふうになっていきますね。したがって、ここで当然一方で、学問、思想の自由を前提にした大学自治が実現しなければならぬ、そうしなければ大学における大学でないわけだ。大学における大学というものを前提にする以上は、学問の自由と大学自治が前提です。大前提です。ところが、他方では今度は放送法制上の制約ないしは新しい問題が出てくる。そうしますと、ここで放送法制上の問題から言え、一口で言えば番組編成権の自由という問題です。大学の側から言いますとカリキュラムの編成の自由の問題です。では、まず電波監理局長、放送法制を前提にしてできるこの大学は、番組編成の自由という法の価値に基づいた制約はあるということになるわけですね。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございます。

やはり放送でございまして、放送法第四十四条第三項の規定は、この大学におきましても準用すべきものと考へておる次第でございまして。

○嶋崎委員 それでは、あとまた大学局長に返りますが、その前にもう一つ聞きます。

いままでの当委員会での議論の中で、既存の放送法制は、御承知のように日本放送協会と一般事業者、NHKと民放、この二本立てで放送法制の体制ができてきた。しかも、言論の自由と表現の自由を確保するために、国家権力からの自由を確保するために、いわばその資金はNHKは一般国民から聴視料を取り、民間は自前でお金をつくることによって、言論の自由、表現の自由を国家権力から解放されるという意味の担保としてやってきた。ところが、今度の放送大学は、特殊法人ではあります、全額国が支出する。その全額国が支出するといふいわば新しい放送局が放送大学学園に設置されることになります。そうしますと、いままでの放送法制の基本的な物の考え方、憲法の要請に基づくところの言論、表現の自由を前提にした放送法制の体制と、今度の国立大学ではありませんが特殊法人であつて全額国がお金を出す、そういう放送局というものができるとなるわけですから、これは二本立てなのか三本立てなのかという議論が今日までありました。

あさって連合審査をやつて、また議論が詰められれば幸いと思つておりますが、いままで前の電波監理局長は、三本立てですと言つてきました。三本立てだけれども附則改正でよろしいのです、放送法の抜本的改正に手をつけなくてよろしいのです、こういう議論をしてきました。それは行政府の考え方でしょう。

ところが通信委員会では、この二本立て、三本立ての問題について、いままで長い間にどのような議論が行われ、その立法府の委員会の議論を受けた上で行政府はこの問題についてどういう対応をするということになつてゐるのでしょうか、それをお聞きしたい。

○田中(眞)政府委員 通信委員会が放送大学構想

についてどのように論議されたかという御質問だと思ひますけれども、放送大学構想は昭和四十四年ごろから始められたわけですが、この問題につきましましては、当初から郵政省におきましても、省内におきましても種々の検討はもとより、部外の学識経験者等による各種の調査研究会等を中心とした討論の場としてまいりました。

そういう意味で、郵政省から通信委員会に對しまして、直接問題を提起し継続的に御討論いただいたというところは特になかったと思ひますけれども、当初放送大学構想が公にされた時点とか、あるいはNHKが実験放送番組を開始したとき、あるいは調査研究会におきまして放送大学構想に関する基本構想を発表したとき等、その節々におきまして通信委員会においても御議論されたこと記憶しておる次第でございまして。

○嶋崎委員 結局、何だかよくわからないですね。二本立てで三本立てで、まあ三本立てだと言つてきたが、放送法の抜本的改正は要らぬ、放送学園法案の附則でこれを取り扱つておけば大体処理できる性質のものだ、こういう理解なんですね、通信委員会は。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

私も、そのように御説明を申し上げてまいつたわけで、何とか御理解をいただきたいと思つておる次第でございまして。

二本立てか三本立てかということでございますけれども、放送大学学園の放送は、NHK、一般放送事業者の放送と異なりまして、先ほども御説明のありましたように、学校教育法に基づく正規の大学である放送大学の教学の一環として放送されるために、大学の自治を高度に保障する見地から、放送法上一般放送事業者とは規律の態様を異にする必要がありまして一章を設けたということ、NHK、一般放送事業者とは規律の異なる放送事業者が新たに加つたという意味では三本立て体制になると考へておるわけでございまして、放送大学学園の行います放送は、大学教育のための放送に限られてゐるということから、既存の放

送体制に与える影響はきつめて少ないということ、私も、そういう意味におきまして密接な関係のございまして学園法案の附則という形で御提案申し上げておる次第でございまして。

○嶋崎委員 それなら、放送大学で放送する不特定多数への放送が、NHKには影響はあるのかないのですか。

○田中(眞)政府委員 私どもは、ほとんど影響はないといふふうに理解しております。

○嶋崎委員 そうじゃないんですよ。いままでですにやつたでしょう。五十三年に社会教育局が調査すると、学校歴はないけれども学習歴の要求は物すごく高い。学習歴の要求が高いということ、放送大学を放送しているテレビをひねると、NHKの市民大学も見てゐるが、こつちだつていないと思つて見るわけです。片一方は錢を出して見ている、片一方はただで見る、そのときに、影響がないという前提に立つて、電波というのは二本立ての枠の中で処理できるという性質のものかどうか。しかも、片一方は全額国が出資なんですよ。片一方は国民から聴視料をもらつておる。そういう違つた性質のものが出てきて事実上競合する。少ないと言われるが、NHKその他大変心配されてゐるのだと思つけれども、いまのところ少ないといふので、進行したら、これははつきり物すごい影響が出る。この間あつて聴視料を上げたでしよう。だから、これは無関係だといふ前提ではなくて、つまり、学習歴といふものが前提になつてゐるのですから、当然そつちもひねつて見るといふ意味では相互共存関係が出てくるので、競合関係は必ずしもマイナスとは言ひません。

よ。国民の教育要求という観点からすれば、NHKも一生懸命にいいものをつくるでしよう。放送大学も一生懸命にいいものをつくるでしよう。放送大学はそれはプラスになるかもしれないが、放送法制という体制から見たら、国民にはよくても、それは二本立てでなくて三本立てになるのじゃないですかといふ議論をいままで長い間委員会でもやつてきた。だから、もうここで、ばくはきょうは時間

がありませんから、結論を各党これから詰めますし、連合審査もありますからあれですが、この問題は、いまの回答では、大変御無礼ですけれども、何のこともまだ全然わかりませんので、もう一度各党並びに各委員で詰めないといけません。

基本は、大学ができたつて放送局ができなければ、放送大学という大学は成り立たぬのです。だから、放送局ができる際に、放送法制上これだといふことについて、きつとした論理と国民に対する説得がなければこの大学は成り立たぬ。大学を何ぼつくつたつて、放送局でテレビを放映しなければ意味ないのです。だから、そこがポイントなんです。ここをいつまでもあまいにしておると、この法案の最終結論を出すときに大変問題を起すといふ意味で、いまの問題はそのままにして、結論を出さずに問題だけ出しておきますから、さらに各委員並びに委員会に詰めていただきたいと思ひます。

そうしますと、さて今度は大学の方にいきますが、放送大学は、大学における教育なんです。それから、学校教育法で言うところの学園の自由を前提にした大学だ、こうなりましてね。片一方は今度放送法でいいますと、四十四条第三項、五項、番組編成権の自由といふものを前提にした放送局を認可する、そうなつていますね。そうしますと、片一方では学校教育法上の大学だと言つて、これには放送法制上のフリームがかかつてゐる。いい悪いは別としてかかつてゐる、一心同体なんです。そのときに、これはアウフヘーベンできればいいのだが、それをやるためには、今度は組織がよほどきつちつとしていないとアウフヘーベンできれぬのです。だから、いづれにしろ番組編成権といふものを前提にした放送法制と学校教育法で言う学園の自由といふものを前提にした大学における大学、これが調和するのに対立するの、ここに基本問題が一つあるわけです。その際に、郵政省の方は番組編成権の自由といふものをやはり優先的に考へざるを得ないでしよう、どうですか。

○富田説明員 放送法制上は番組編集の自由とい

うことを重く見ておりますが、それが学園法上の大学の自治という原則とどう関係に立つかは、われわれ側としては調和を保っておるというふうに考えております。

○嶋崎委員 しかし、放送法制上で言うところの放送局は、大学でつくったカリキュラムを今度放送するときは、プロデューサーがまずいろいろ加工するんですよ。加工して、それに同時に次のことを配慮するわけです。つまり四十四条の三項、公平でなければならない。一つの考え方に片寄ってはならないのですから、大学のものが生じるとわけじゃないのです。放送というものを介するときに加工され配慮される。これを東大の塩野参考人は大変うまい言い方をしました。「自制です、お互いに自制するのです。」、こう言いました。両方とも自制するわけです。大学も自制する、放送法制上の方も自制する。多くの言葉で言えば、加工と配慮が行われるわけです。これは放送法制上見た場合です。今度、大学の方から見た場合、カリキュラムの編成権という、大学の自治、学問の自由というものを前提にして、生じ出るのじゃないのですから、ここで加工され配慮される。そうすると、いままでの学校教育法で言う大学で使われる教材と、この教材というものは、おのずから違うと言わざるを得ないと思いますが、いかがですか。

○宮地政府委員 その点はすでに前国会等でも論議がございまして、私どもも、その点がまさに放送大学についての一つの基本的な点だということと御説明も申し上げてきたわけでございまして。基本的には、この大学の設置主体を特殊法人にいたしました理由も、まさにそこに一つあるわけでございまして、先生御指摘のように、まさにこの放送に乗せるという際には、大学の教育内容について自制をするという形で行われていくという限りにおきましては、その部分はまさに、放送に乗せる部分に言いますれば、放送法制がかかっている、そういう網がかかっているという意味におきまして、放送大学の側において自制

をするという形で調和を図るというのが、前回、前々回からなる御説明申し上げておる一つのポイントでございまして。

○嶋崎委員 そうしますと、仮に自制でうまくいっている場合はいいのですが、うまくいかない場合なども配慮し、放送学園の組織であるところの片一方の特殊法人組織のような理事長並びに理事会、運営審議会、こういう組織と、それから大学の組織であるところの評議会、法律で起こしていませんが、教授会、それから地方の学習センター、それに参加する教官、これらを含めた片一方に膨大な大学自治組織と特殊法人組織とがよほどこの内部でお互いに自制しつつ調和できるような組織的保障というものがなかったら、理事会と評議会が対立することがあるかもしれない。教授会と運営審議会との間に意見の対立が起きてくるかもしれない。だから、そういう意味で、いま言った片一方の放送法制上のシステム、組織と、大学自治の片一方のいわば組織とを、どのように調整できるかということ、新しい特殊な大学なんですから、そこは学問、思想の自由を前提にした学校教育法の枠を堅持しつつ調和できなければならぬ。その調和のあり方について、かなり組織的な保障その他が必要だと私は思う。

そこで、今度は組織に入りまして。まず基本問題はそこにある。ですから、片一方は番組編成権の自由が優先するという考え方は当然ある。片一方は学問、思想の自由が優先するというのが当然ある。この二つの基本的価値の価値が同じ組織を介して調和ができるのか、できないのか。しかも、この価値は別の言葉で言うところ、NHKでも国立大学というものは、全部国からお金を出したって、学問の自由、大学自治で大学が成り立つのなら、NHKにだって全部国が金を出して言論の自由が成り立っていいはずであります。そこにきちっとした組織的保障があれば。しかし、いまの放送法制はそれとらなかつた。片一方はあくまで国民のお金でもってこれを動かして

く。片一方は今度特殊法人は国が全額で持っている。そこにまた日本の放送法制の原理と学校教育法における大学の原理とが、基本的価値の攻め方と制度的保障が違ふものが一緒になっているわけなんです。この意味、わかりますね。お互いにその価値は認めながらも、その価値を制度的に保障している、片一方は日本放送協会を中心にした制度、仕組みがあり、片一方は大学というものの自治があった、その二つのものを、つまり価値を保障する違う二つのシステムを、放送学園という組織は合体させたわけです。合体しているわけですね。そうしますと、片一方では番組編成権の優先が主張され、片一方は学問、思想の自由が優先されるというので、ここでぶつかるわけです。そのぶつかりをどうするかというところが解決できない限りは、この大学は憲法の要請のどっちかが、価値が相対的に抑えられるか差し押さえられるということになるわけです。そういう基本問題があるという前提です。

そこで、次にいきます。時間が余りありませんから、問題点だけ指摘しておきます。

すでにさっきからの討議の中で言っておりますように、この大学は文部省主導型の上からこしらえた大学です。上からこしらえた大学ですから、組織はまず全部、もちろん上からつくりまします。上からつくるが、国民が参加したり、この新しい進行相談役に全国の教官が参加するということについての手だてはほとんどない。ぼくはないと見ています。全国の国立大学で放送大学法案にどのような形で教養部の教官たちが協力するのか。それから、また教育工学的なことを専門にしていられる人たちが放送大学にどのような形でコミットし、参加するのか、こういうことについて、いままで大学で議論をしてきた過程がありません。

○宮地政府委員 従来どういう議論が行われてきたかという御質問でございますが、問題は、そういう意見を吸い上げる機関としてどういうものを考えるのか、こういうお尋ねでございますが、私

どもとしては、この大学に置かれます運営審議会におきまして、それを受けとめる、かように考えております。

それから、先ほど御議論のございます点で、一つは、調整機関を法律上明定するかどうかというようなことについてお尋ねがございましたが、私どももいたしましては、もちろん学問の自由と放送の自由の調和については、この学園と大学との調整については、現実に調整されてうまく行われていくということをまずは考えておるわけでありまして、うまくいかなかった場合の調整をどうするかというお尋ねでございますが、私どももいたしましては、その調整の問題については、現在のところ考えておりますのは、そういう機関を法律上明文化することが、かえってその大学の教授の自由と言いますか、そういうものについて制約として働くおそれがあるのではないかと、したがって、その点は学園内部の問題として大学と学園の間の協議によりましてそれを懸命に解決したいと、より柔軟な対応にはなるのではないかと、いうぐあいに考えておる次第でございます。

○嶋崎委員 時間があと二十分ですから、問題点だけを指摘しますと、この法律によりまして、まず、この法案が仮に通つたとしますと、そうすると、まず放送学園というものができまします、そのときに文部大臣が理事長と監事を任命しますね、そして国が金を払い込んで登記をしますね、そして学園ができました。そこで今度は、学園が郵政省に向かって電波の認可をとりますね、そこでいよいよ放送局ができるわけです。放送局ができたら、当然、それに関連する理事それから監事、運営審議会というものは、その後につくらなければならぬ。同時に、今度は大学を設立しますね、そのときに評議員を一定数任命しなければならぬ、そして学長がその主導権を握るわけですね。しかし、その途中に設立委員というものがあつて、まず法人登記をやると、すぐ設立委員をつくりましますね、その構成の内容は何です

か。
○宮地政府委員 設立委員の任命についてのお尋ねでございますけれども、設立委員につきましましては、私どももいたしましては、この法案が成立し公布、施行されれば、できるだけ早い時期に任命したいと考えております。数といたしましては、従来の先例をも参考として、十人ないし二十人程度というように適当ではないかと考えております。

そこで、具体的に予想される方といたしましては、将来、理事長または監事となるべき人を含む、あるいは国公私立大学の学長等教育関係者、その他関係行政機関の職員、そのほか放送事業に關し學識経験を有する者等、学園の設立に關しまして事務の円滑、適正な処理のために必要と思われるような方を含むというぐあいに考えております。

○嶋崎委員 いままで設立委員の構成がちょっと不明確でしたけれども、イギリスのオープンユニバーシティの規則などを見ますと、国民の大学にするためにはどうするかということで、最初から、理事というものを進ぶときには、階層別代表の枠をきちんと決めてあるわけですね。ここみたいな漠然と設立委員とかいって文部大臣が上から任命する、そんなものじゃないですよ。要するに国民の大学をつくるのですから、どういふ階層の人が国民の意見を代表しつつ大学をこしらえるかという構成まできちっと定款の中に決めるわけですよ。そういうところから見ると、このつくり方というのには非常に上からのものなんです。

現にこれでございますと、まず文部大臣は理事長を任命するんですよ、監事を任命するんですよ、そして運営審議会の委員を任命するんですよ。ところが、運営審議会の委員というのは、階層別のいろいろな人を入れなければいけないのです、学識経験者といつても、そうしますと、文部大臣がそれを任命するといつたって、大臣自身がわかるわけないですから、結局文部省に聞くでしょう、そうすると文部省の方は、設立委員の先生方等と学長になる人か理事長になる人と相談した上

で、上から任命していく形を最初はとるわけですよ。いずれにしても文部大臣が上から任命するといふ形をとっております。

ところが、イギリスのオープンユニバーシティなんかも場合には、たとえば理事会でも評議会的なものでも構成の内容まで明らかにし、全部合議制なんですよ。合議制というところが書いてあるわけですよ。そこで議論をした上で、結論が出たものについてどのように理事長を任命するか、どのように学長を任命するか、こういう手続がちゃんと書いてあるわけですよ。

ところが、今度のわれわれの法案は、非常に簡単に、上から「任命する」という文部大臣の任命権だけが法律上書かれております。もちろん、それには評議会の議に基づいて人事もあり得ます。それは承知してはいますが、こういうふうな文部大臣が理事長、監事、運営審議会委員を任命する、理事も文部大臣の承認を得て理事長が任命するんですよ。全部上から任命していきましょ。最初スタートするときは上から任命するしかないと思う。ところが、できたものが、今度はその理事会と運営審議会の関係がどうなるのかというところ、運営審議会は、業務に關する重要な事項を審議して、理事長に意見を申すことができることになっていきますね、しかし、理事会と運営審議会とはどんな関係があるのか、そこを飛び越えているわけ。理事長に向かつて意見を述べると言っているが、その理事会と運営審議会は、どのような組織的関係で電

波法、放送法上の関係の問題を処理するの。これは重要な機関で、大学でやろうとする教材についていつもこれを審議し、ある意味では監督もしていかなくてはならない。その理事会と運営審議会が上から任命されて、それがどのように機能するかについては何も書いてない。イギリスのオープンユニバーシティにしても、ドイツのオープンユニバーシティにしても、全部合議制です。合議制に基づいて上から任命するといふ仕組みです。そもそも最初から、わが放送大学法案の人事の仕組みは、一口で言えばトップマネージメントな

んです。上からつくった文部省主導型の大学で、トップマネージメントですから、たとえば全体の参加、民主主義という問題が非常におそろかになるという危険性をはらんでいる。

そこで、教授会と評議会へいきましょ。いままで議論がありましたように、この評議会というのは、今度は法律事項として起こしてある、非常に重要な位置を占めています。ところが、いままでの議論では、この放送大学は学校教育法上の大学だということですから、当然教授会が前提になる。東大の塩野参考人は、評議会というものをわざわざ起こすと、教授会と評議会という二つの機関が並列することになってめんどうなことが起きるかもしれないから、教授会というものを省いていくというの、ある意味では手である、まあ法律で起こさなくてもいい、しかし、教授会と評議会との関係について、この大学はどういう大学なのかということについてのイメージは、これではわからぬ、したがって、この問題について詰める必要があるというところは、塩野参考人自身は、法律で起こすか起こさぬかは別としても、この関係というものは詰めておかなければならぬという提案をされている。福岡大学の石村先生は、これは教授会不在の大学ではないですかという意見でありました。しかし、それに対しては、そうではない、学校教育法上の大学だから教授会はある、と、ここで教授会と評議会の関係いかん、こういう問題が残るわけですね。塩野参考人は、この関係について一つの案を提案されましたが、大学局長、知っていますか。

○宮地政府委員 塩野さんの御提案という形では、私、ちょっと明確でございませぬが、評議会と教授会との関係につきましても、その点は従来の国会でやる御説明をしておいででございます。そこで、ちょっとさかのぼって恐縮でございませぬが、実は五十四年に、運営審議会に對しまして、国立大学協会、公立大学協会の会長から、それぞれ要望書も出されておりました、たとえば運

営審議会ができる際に当たっては、それらの関係者が十分意見が述べられるような形で参加できるような形を配慮してほしいという意見も出されております。

私どもとしては、そういうものを受けとめまして、これら全体の運営そのものが、先生御指摘のように決して上からの形ですべてが行われていくのだという形ではないような、その点は十分運営の面で大学の自治なりそういうものが保たれるような形で機能するように、そしてまたトップマネージメントではないかという御指摘もございませぬが、確かに評議会という形で置いているものは、そう見える姿はございませぬけれども、しかし、その運営そのものは、私どもは、声を吸い上げてやっていく民主的な運営を決しておろそかにするものではないことはもとよりでございます。

それらの点は、今後の大学の運営において十分配慮されるべき事柄であるし、また、たとえば評議会という仕組みも、まさにそれを確保するために置いたわけでございます。したがって、この大学の全体の仕組みそのものが、先生御指摘のように民主的な声を吸い上げる仕組みになつていないという点については、私どもは、十分その点を確保するように運営もし、また、そういう仕組みとして考えているということだけ御説明させていただきます。

○嶋崎委員 東大の塩野参考人は、こう言っているんですよ。教授会と評議会の関係は、教授会の代議機能的性格、つまり、教授会から選ばれた評議会という形のものとして評議会を位置づけておく方が案直であつて、そして大学自治としては非常に都合のいい運営になるのですね。これはわが党の木島委員も、あの円卓会議のときに、この案を出して討議をしたのです。そのときに大学局長は、考え方によつてはそうだから、評議会を教授会の代議機能的性格のものとするれば、学校教育法上で言う大学と、それから新構想の評議会の位置づけが可能になる、だから、その点は今後検討すべき課題だということを円卓委員会で確認してお

いた。それで、塩野参考人は、こう言っているんですよ。教授会と評議会の関係は、教授会の代議機能的性格、つまり、教授会から選ばれた評議会という形のものとして評議会を位置づけておく方が案直であつて、そして大学自治としては非常に都合のいい運営になるのですね。これはわが党の木島委員も、あの円卓会議のときに、この案を出して討議をしたのです。そのときに大学局長は、考え方によつてはそうだから、評議会を教授会の代議機能的性格のものとするれば、学校教育法上で言う大学と、それから新構想の評議会の位置づけが可能になる、だから、その点は今後検討すべき課題だということを円卓委員会で確認してお

○嶋崎委員　そうしますと、今度はいま言った教授会の構成というものは大学が決めると言いましたね、ところが、こういう放送学園が設立する大学というのは、まさに数百万の国民大衆を相手にした大学ですから、まさに国民的な大学ですね。そうすると、その中でもしかもメディアを使うというものは三分の一ですから、三分の一がスクーリングその他があるわけですね。そうしますと、大学自治の教授会組織というものは、専任の教官はどいういう人になるのか、これもすでに議論してきました。国家公務員の若い人は、公務員をやめないと来れないのだから来ませんよ。そして、いまの大学システムでは大学に帰ることはできないのです。ほくが政治家になるとき、大学をやめたら國立大学に帰れないのと同じことよ、いまの公務員制度というのは、そういう仕組みなんだから。結

イギリスのオープンユニバーシティの定款は、地方の学習センターの組織というものについて、指導教官、所長、関連する教官、それから、そこに勉強する学生組織を含めて、そこに大学の自治的なものを考えて、それを全国的に統合してこのセンターと結びつけているわけです。きちつと定款で決めているわけです。そうすると、大学のイメージが国民にわかるわけです。ところが、いまのこれは、上から評議会までは法律を起こしてあ

工をして、これでいこうという、一番大事なところのコースチームみたいなものがどのように運営されるかについては、これは法律で起こすか起こさぬかは別として、その問題がいままでずいぶん議論されているのに、その中身、それから、そのあり方というものは非常に不明確である。したがって今後、この大学をつくり、学園を設置していった場合に、それをどうするかについて、この委員会では詰めておく必要があるということ、そ

ですから、教官の昇任、降任については、教特法の一定の考え方で大学自治的に人事を処理されると思います。ところが、その他の役員については何も規定、保障がないのです。

したがって、これが放送学園大学という大学であるとするれば、単なる特殊法人組織でいいというものではないのですから、その場合には、また大学と学問の自由との、いわば放送法制上の問題がぶつかることがありますから、それに関連し

て役員の降任その他の問題が起きることがあり得る。したがいまして、この運営審議会と理事会とというものの関係と同時に、評議会と理事会、そういう一連の組織の関係について、この法案でいったらどう考えることになるのか、それを詰めておく必要があるということです。

最後に、学習センターを法律事項として起こすかどうか、そうして学習センターと地方のスクールリングその他についての大学自治的な組織を法律事項として起こす必要があると思います。そうしないと、大学自治がどっちに吹っ飛んでいくかわからぬ。それから、そういう意味で学習センターというのは、政令や省令や規則で決められるものではない。

それで最後に、いままでわが党の木島委員を中心に広島の実験その他から見しても、勤労青年や多くの人たちがこういう新構想の大学を利用しようとするときに、教育有給休暇ないしは教育休暇的なもの——現に教員養成大学は、現職現給で二年間勉強に行けるわけですから、教員だけが特別であるはずはないのであって、こういう教育有給休暇ないしは教育休暇的なものを、どう文部省は労働省との詰めの中で努力をするのか。教員養成大学だけやればいい、あとはほととけというように無責任なことでは困ると思う。したがって、その問題を今後どのように詰めてどうしようとしてきたか、それを最後にお聞きして、以上の議論の中で、こういう幾つかの改革提案みたいなものを含めて委員会でも討議して深める決意について、最後に大臣にお聞きしたいと思います。有給休暇と決意をと……。

○宮地政府委員　いろいろと先生から、理事会と評議会との合同会議等組織のあり方についてなお検討を要する課題ということで御指摘がございました。私どもとしては、全体的な仕組みとしては、従来から申し上げておりますように、内部組織にかかわる事項を法律にどこまで書くかということについては、おのずから限界があるろうというようなことで御説明をできておまして、それ

ら大学自体の調整については、大学自体にお任せすべき点も非常に多いのではないかとということでも御説明をしてきているわけでございます。

それから、最後にお尋ねのございました教育有給休暇制度についての文部省としての取り組みはどうかというお話ですが、これは従来から、もちろん文部省も申し上げておりますとおり、もちろん文部省といたしましては、こういう全体に学習意欲が非常に高まっているその実際の受けとめとしては、具体的にいわゆるこういう教育有給休暇制度というようなものが取り上げられていくということが、国民全体の学習にこたえていくという観点からは非常に望ましいことだ、かように考えております。

ただ、この問題は文部省限りで対応できるものでもないという点は、先生御承知のとおりでございまして、他省庁等にもかかわる問題でございまして、関係省庁とも十分御相談をしながら、文部省としては、積極的な気持ちで対応していくと、いろいろが基本的な考え方ではなからうか、かように考えております。

○田中龍國務大臣　大変詳細にわたる組織論あるいはまた今後の運営等につきまして貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。十分参考にいたしまして今後進めてまいりたい、かように考えております。

○嶋崎委員　最後に、将来計画が残っておりますが、この間、小杉委員がかなり詰めた議論をしておりますから省きますが、わが党の湯山委員がいままで将来計画についても幾つか問題を残しておりますから、あとまた、それぞれの委員で将来計画の問題についても討議を深めさせていただきたいと思ひます。

これで終わります。

○三ツ林委員長 午後一時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四分開議

○三ツ林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

放送大学学園法案の審査のため、本案審議中参考人の出頭を求め、意見を聴取する必要がある場合があります、その人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○三ツ林委員長　質疑を続行いたします。有島重武君。

○有島委員　議題になっております放送大学学園法案につきましては、すでに過去数次にわたりましたさまざまな審議が行われたわけでございます。私ども公明党の同僚の鍛冶清君、また池田克也君なども、いろいろな形で審査をさせていたいただきました。ぞの報告も受けております。またただいまは、この件に関しまして、かつて小委員会をつくりましたときの小委員長の嶋崎議員より、さまざまな質問または問題提起があったようでございます。

公明党といたしましては、この放送大学を一つの構想として十数年来私たちも考えてまいりましたわけでございます。それは国民の生涯学習ないしは生涯教育と申しますか、そういった立場に立ちまゐり、いまの学校制度全体をながめてみるとときに、授業の形態あるいは教育の形態について、明治百年以来の教育制度の中では、四角い教室の中で文字どおり教師の独壇場というような形が学校教育の典型であったのではないかと思います。それから、そういったところから、さまざまな工夫はございますけれども、教育をもっと時代に適合して開放していく、その中に学習の形態の一つと

して文書による通信、電波による通信、こういう
たものを位置づけていく、こういったところから
私たちの考え方としては始まっているわけであり
ます。

それで、こうした基礎的な認識について、これにそごがあつてはしようがありませんので、一番最初にその点の大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣　ただいまお話の通信の問題でございしますが、生涯教育という問題が今日最も盛んに言われております。同時に、国民全体の社会教育あるいはまた教養というふうな面に対する期待が非常に大きい段階におきまして、今回この放送大学学園の御提案を申し上げておるわけであります。皆様方のお考えとも一致するものが多いとあるということを私は信じておるわけでございます。どうぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

○有島委員 承っておきたいのは、一致する点が多々あると仰せになりましたけれども、もし一致しない点がありましたら、ここで先に言っておいていただけたら結構でございますが……。

○田中(龍)國務大臣 さようなケースはないと存
じますが、いま饑礼上まくら言葉として申し上げ
たのでございます。さようなことはないと思ひて
おります。

○有島委員　この法案につきまして、人事の問題あるいは財政の問題あるいは電波法との絡み合いによりまして、電波の公共性ということ、あるいは学問の自由ということと、もう一つお金がかかり過ぎるのじゃないかというような問題、こういうような問題点が多々あることは承知をいたしておるわけでありまして、まだこれは解明し尽くされていらないと思うわけでありますけれども、私どもは、いわゆる入りやすく、充実にしておる大学を一つつけていかなければいけないというふうに思っているわけです。また大学においていろいろな授業形態はあるけれども、その中で少人数の教育といいいますか研究といいいますか、こういうったものを

実現していきたい、あるいは生涯教育の見地から単位の累次加算、あるいは大学の格差といえますか、こういったものを解消する意味からも、学生のいろいろな便宜の上からも、世の多様化の上からも、それにこたえるためには単位の互換ということがどうしても必要であるという立脚からいたしまして、これらの事柄を実現するのには、この放送大学学図法案を通じて実現せられるであろう高等教育機関がこういったことに機能する、役に立つということならば、これは大いに評価すべきである、このように思っております。

そこでまた、これから順次、まず高等教育一般について、第二番目には放送を含んでの通信教育についてということ、三番目にはいわゆる放送大学、この法案に盛り込まれております放送大学、それから時間をごさしましたならば、放送電波について、こうしたことについて、時間の許す限り質問させていたこうと思っております。

それで、最初に結論的に言ってしまいますけれども、放送の電波というのは、非常に公共性があるわけでありまして、私どもとしては、この公共性のある電波というメディアを使って何か閉ざされた大学をつくっていくような方向にもしも行ってしまうのだとしたら、これはちょっと反対させるを得ないというふうに思っております。

それで、一番最初にちょっと念を押しておきたいのでございまして、ここで言われておりますいろいろな質疑でございましてけれども、これらのいろいろな議論、問答が、将来つくられていく、放送大学学図法案によって今度生み出されていくべき高等教育機関、その設立、運営等に十分反映されるのか、あるいはこの法案がちょっと二段構えになっておまして、これはそういった高等教育機関をつくるためのドックである、ドックをとにかくつくってくださいうこととで終わってしまふのか、この辺のところにはちょっとまだ釈然としないことがございまして、この議論は十分に、将来できる大学に反映するの

うか、そのことを念を押しておきたいと存じます。

○官地政府委員 先生御指摘のとおり、ただいま御提案申し上げておりますのは、放送大学学図法案の御提案を申し上げておるわけでございまして、しかしながら、もちろんこれは放送大学をつくるためのものでございまして、したがって、放送大学そのものについての――もちろんこの名称も仮の名前でございまして、名前につきましても、いろいろ前国会来御議論があった点は、私どもも十分承知もいたしております。

そういうことで、放送大学の運営全体につきまして、いろいろ当委員会でも御議論いただいております点は、私どもも十分留意をしておりますわけでございまして、御案内のとおり、これは全く新しい形の大学をこれからつくっていくということとございまして、それらの運営において従来の大学としての基本的な点、たとえば学問の自由を確保するというようなことについては、もちろん踏まえていかなければならぬ点がございまして、しかしながら、片一方、放送法上の制約があるというような問題点につきましまして、いろいろ御議論いただきました点は、十分それを踏まえて、これからの大学の運営にその御議論を生かしていく、そういう形でこれからつくってまいります放送大学をよりよいものにしていくという観点で私どもは受けとめていこうと思っております。

○有島委員 大臣、こういうことになりやすいわけですね。というところは、それは文部省はその心がけでいらつしやると思ふんですよ、そういう心がけであるけれども、では、ここでなされていく議論がどのような形でその新しい大学の中に持ち込まれていくのか、これについての保証をまずここで得させていたいただきたいと思うのです。それじゃないと、そのときはその気だつたけれどもということでおしまひにならうかと思うのです。この法案の審査に後から入りますけれども、恐らく十九条、二十条の關係にならうかと思うのでございまして、大臣に、そういう踏み込んだこ

とではなしに、ここでの議論が大学をつくっていくときの一つの大きな歯どめといえますか参考といたしますか、になり得るというところをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 もちろん、御審議をちょうだいいたしまして、ことに放送大学学図法のごときは、既存のものとは違ひまして、これから皆様方のいろいろな御意見、御注意を賜りまして、そして、だんだんとつばななものになっていくわけでございますので、当然、いろいろな御意見や何かが血となり肉となつて、りつぱな法案にまで完成させていかなければならない、かように考えております。

○官地政府委員 たとえば具体的に、いまのお話では十九条、二十条、後ほど御議論があるかと思ひますが、文部大臣が運営審議会の委員を任命するに当たりまして、ここで御議論が出ておりますような点を十分踏まえまして任命をするということであるかと思ひます。

○有島委員 それでは、大学一般の問題でございまして、大学と申しますと、すぐに大学受験というような問題ないしは受験戦争というやうなことがございまして、これが教育一般に及ぼす影響は非常に大きいと思ふのです。

それで、最近に至りまして、共通一次試験というやうなことで努力をしていらつしやることはございまして、けれども、受験戦争の熾烈さというものは、なかなか大変なものでございまして、これにもよい影響と悪い影響があると思ひますけれども、こういう点について大臣の御所見を承つておきたい。

○田中(龍)國務大臣 お互いが過去のことを振り返つてみましても、大変厳しい受験をずっと経てまいつたわけでございますが、受験戦争というものが過度の苦勞を学生に与えて、そのために中途で倒れてしまふ人なんかもあつては、これは本當に困つた現象でございまして、と申しまして、やはり社会人となつていきますためには、それこそ研さんの功を積むということがなければならませ

るので、ある程度の練摩というものの、あるいはある程度の優勝劣敗という問題はやむを得ない、十が十みんな救われるというものでないことは社会の通念でございまして、同時にそのことは、またりつぱな社会を形成する一つの過程でもあると存じますので、受験戦争につきましましては、過度のものはいけないが、ある程度適度の選抜はやむを得ない、こういうふうに考えます。

○有島委員 いまは大体よい方、これも避けられない、必要悪だというやうなことでございまして、けれども、悪い影響をかなり深刻に及ぼしている、その認識についてはどのようにお考えでございましょうか。

○田中(龍)國務大臣 私もあるところへ参りまして、学校の状態を見てまいつたのでありますが、實際りつぱな上級学校に行くために、親御さんも子供も全く勉強いぢずでありまして、そのために人間の、それこそ温かい親子のつながりもなくなりまして、師弟の關係もなくなりまして、同時に、体を壊し、あるいはまたノイローゼになつたり中途で倒れたりするやうな方もある。つまり言へば、英才教育とまで表現できるかどうか知りませんが、上級のいい学校に上がりますために、もう幼稚園のころから家庭教師をつけて一生懸命やつておる教育ママもおるわけでございまして。しかし、そういう教育の成果というものは、決して私はりつぱな社会を形成するものじゃない、大学の場におきましては、やはりそのことが言えると存じます。

○有島委員 幼稚園から、あるいは幼稚園以前から高校に至るまで、この受験戦争の影響というものは非常に深刻であらうかと思ひますね。このことは、きよりの議論の中心点でございませぬけれども、その認識はますます私たち深くしていかなければならないのじゃないかと存じます。

そこで、どうしてそんなに大学に入らたがるのだらうというところでございまして、大学に対する要求というものが非常に強い。しかしせんだつては、その伸び率がやや横ばいになつてきたとか、

あるいは人口の趨勢がさまざまであるというようなお話がございますけれども、そういうことは別にしても、大学というところは学術研究という大きな一つの機能がある、それから教授、指導ないし訓練といいますが、こういったいわゆる教育面という機能がある、もう一つは資格を与えるという機能がある、それから、もう一つ忘れてならないことは、学問の上でも、あるいは学園の学生の生活においても自治が確保されておる、こういった機能があらうかと思うのです。

そこで、昔は一つの大学がすべてそういった機能を備えていたわけです。現在も、どの大学をとっても、そういった機能はすべてバランスよく整えられておるはずでございますけれども、現在はいくつか資格付与というところに非常に重点のかかっている大学もあるようでございます。とにかく四年いれれば大学卒業という資格を上げるから、内容はそれほど問わないという傾向もなきにしもあらずであります。あるいは学術研究というところにも一生懸命偏つて、そこに大変な予算を割いて教育は二の次であるという傾向、そういうところもあるでしょう。それから、これは教育といつても、高校と余り変わりがないような教育機関、そういうようなところもあるでしょう。

一方、資格付与ということについて言えば、検定制度ということがございますね。これはどの大学、どの高校でも、そこで学んできたものを別なところで検定していく。これは大学の持つべき認定機能、検定機能をそれだけ取り出していくというふうなことを考えるかと思ひますね。

それから、別に資格も要らないのだ、実力さえつけばよろしいのだという場合には、今度は専門学校あるいは専修学校、そういうところが非常に充実されてきておる、これも喜ぶべきことであらうかと思ひます。そして多くの若い方々も、大学に行くのも結構だけれども、本当に力をつけるのはそこだというふうなことを認識なさるような傾向もおありのようでございますね。

それから、学術研究については、今度はそれが大変高度なものになってくると、一つの大学だけで囲み込むこともできない、そこで共同利用機関をつくっていく、こういうようなこともございすね。

そういうふうな一つの大学に学術研究、教育、それから資格付与、自治すべてをバランスよくそろえなければならぬという言い方はだんだんに薄れていって、一つどこかに重点がかかっている高等教育機関、こういうものが順次今後できていくのじゃないだろうか、つくっていくべきではないのだろうか、そういうふうな私たちは認識しておるわけです。

そこで、こういった認識について何かそこがあるか、大体同じようなお考えをお持ちだろうか、それを確認させていただきたい。

○田中(龍)国務大臣 お話の筋は、つまり開かれた教養の機会、開かれた大学といったような点を理想とされておられるのだからと思うのでありますが、たとえば例が悪いかわかりませんが、お嫁入りの支度のために嫁入り道具としてとったのと同じような意味で学位とかなんとかというふうなものをお考えとか、あるいはまた全くそれとは違つて、アメリカあたりの大学のように入るときは無試験で入りましても、単位を取り方で非常に厳しくしておることもありましたり、いろいろなあれがあらうと思ひます。また反対に、今日のような社会になりますと、教養というものを、老若男女といいますが社会全体が非常に待望するような客観情勢になってきまして、ここに女性の方々なんかのカルチャースクールなんというものが非常に望まれたり、あるいは老齢の方々の特に一般教養としてのあれがある。そういう場合に大学の制度をどう考えるか、こういうふうなことになる場合、やはり通信教育であるとか、あるいは放送教育であるとかといったようなことが非常に重要な位置づけになるのではないかと。

ております放送大学というのは、ことにラジオ、テレビといったような近代的な道具を使いまして、そして、あらゆる人に機会をお与えして、その中で資格を取りたい方には資格をお与えするようなきちんとしたスクーリングを経て大学の課程をやる、ちゃんとグレードもお与えする。しからざれば、あるいはまた教養として履修される方もあるというふうなことで、私は、いま先生のおっしゃいましたいろいろな引例の中で、まさに放送大学学風法というものは理想のものじゃないか、かようにそんなことをいたします。

○宮地政府委員 大臣のお答えしたとおりでございますが、先生御指摘のように、大学というふうなもの、そのあり方が、こういう社会全体の変化といまいますか、そういうふうなものに対応して、それぞれ機能的に分化していくのではないかと、そういう見方でお説明をなさったわけでございます。お話のございましたように、たとえば共同利用機関というふうなものが高エネルギー物理学研究所のことについては、確かに従来の大学の形のままではおさまり切らないといひますか、そういうふうなもの、それが実態に即した形で機能的に分化していつているということが言えるのではないかとと思ひます。

○有島委員 こういうことなんです。昔は大学というところ、いろいろな機能を全部備えているというところが非常にやかましく言われておつた。ですから、いまの大学設置基準というものは、学術研究、それから教育指導ないしは実習訓練あるいは資格の付与あるいは自治、こういうようなものがワンセットになって、本当にバランスがよくとれてなかつたらばいけないことになっているわけなんです。

ところが、いまちょっと大学局長もおっしゃいましたけれども、世の中だんだん変わつてきた。だから、端的に言いますと、学術研究ということに非常に強い機能がある、それを共同利用する、結構でしょう。それから大学の中には、学術研究

ということよりも教育の面に非常に力をかけていく、そういうような大学があつてもいいでしょう。それから、場合によれば資格を与えることに徹していく、ほかのものがいいわけじゃないませんよ、ありますが、それは別にそういうふうな機能があつてもいいでしょう、というふうな機能的な分化ということについてどうも配慮していいのじゃないだろうか、そういうふうな申し上げたわけですが、そういう物の方の方について何かそこがあるかどうか……

○田中(龍)国務大臣 余り先生が御遠慮がちなお話になるものでありますから、なかなかポイントが……。いろいろな多彩な面をお話になつておるようには思ふものでございますから、先ほどのお答えのようになりますのでございます。しかし、どうぞそのものずばりをおっしゃつていただければ、やはり正規の大学で本当に単位を取つてグラデュエースクールのようなきちんとした大学もよろうし、あるいは教養その他の情操豊かな大学のあり方もよろうし、あるいはその他専修大学のような銘柄別の対象を持った教育のあり方もよろうし、そういうふうなものがいろいろあつてもいいじゃないか、つまり教育の場においては百花繚乱、いろいろな銘柄のものが花咲いてよろうじやないか、こういうことをおっしゃつておるのだらうと私は思ひます。いかがでございますか。

○有島委員 いかがですかとこちらから言つておるのです。

○田中(龍)国務大臣 結構です。

○有島委員 それが開きたかったです。何かあります。

○宮地政府委員 大臣のお答えしたとおりでございますが、一言で申し上げますと、大学全体につきましては、先ほど申しましたような社会の変化なりそういうものに対応いたしまして、大学そのものの多様化といひますか弾力化が必要でございすし、また、そういう方向でいろいろと行政的にも対応しているというのが現状でございます。

が、従来の大学について多様化を図っていくという事は、これからの私も取り組まなければならぬ課題だと考えております。

○有島委員 そこで、いろいろな多様な機関ができてまいりますと、つくっていく方においては非常に多様化しているつもりでおるわけではございませんけれども、学部側にとつてみますと、一つの機関に入つたが最後、そこは盲腸になつてしまふというのじゃ、多様化というより細分化したところに追い込まれていくという現象が起るわけですね。これは高校の多様化ということが十年前にありましたけれども、そのときに経験したことわざいいます。

そこで、学生たちにとっての多様化ということ一つ一つの大学に籍を置いてもいいけれども、あちらこちらいろいろな機関を、その目的に応じてあるいは自分の担当教授の指導のもとに使っていくという方向が今後ますます起ってくるであろう、それが望ましいのじゃないか、私どもはこう思つておるわけですね。いかがでしょう。

○田中(龍)國務大臣 ということは、具体的に申すならば、一つの大学に在籍をしても、プロフェッサーのあれに従つて互換性で他の大学の単位も取れるような大学が望ましいのじゃないか、こうおっしゃるのだからと思ひますが、結構でございます。

○有島委員 大体基本的な認識が合つてくると先がやりやすい。これも釈迦に説法みたいで申しわけないのだけれども、教育ということでございませうが、これは先般、こちらの同僚議員の質問の中で大臣が、教室というのはエルチーフングだと言われたんですね、押しつけるものじゃなくて引っぱり出すものだ、こう言われた。これは大変な見識である。私も敬意を表します。ただ、それは確かに一部を言われたのだらうと思うのでございませうけれども、教育の原型といひますか、人と人との触れ合いがあつて、その中で知識なり行動を媒介として相互に啓発し合つていく、だからエルチーフン、アール・バイデということになるので

しょうか、お互い個々に啓発し合つていく、そういう営みを教育と言つてよろしいのじゃないかと私は思ふわけなんだけれども、この点も確認しておきたいわけでありませう。

○田中(龍)國務大臣 相互のそういう営みばかりじゃいけないでしようが、やはりそういうものも結構だろつというところでございませう。

○有島委員 ほかに御意見がありましたら教えてください。

○田中(龍)國務大臣 ただいまお話のように、そういうお互いの心と心との触れ合い、お互いが啓発し合つていく、お互いが修養し合つていく、お互いが完成されつゝある、そういうのもそれはよろしいでございませう。しかし、そればかりというわけにはまいらない。子供とおとなということになれば、おとなの方が先輩でありますから、やはり子供のまじやいけないので、教えてやるという立場も、エルチーフングばかりじゃなくウンタリヒテンというものもなくてはならないのではないでございませうか、そう思ひます。

○有島委員 そこで、人と人との触れ合いの場でございますけれども、これがさまざまである。これは授業形態といひますか、あるいは学習形態と申しますか、この学習形態について、現在の大学設置基準でその規定があるようでございませうけれども、それをちょっと言つてください。

○宮地政府委員 大学設置基準の規定についてのお尋ねでございますが、大学設置基準の第二十九条におきましては、授業を行う学生数について規定いたしております。二大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむね五十人とする。という規定がございませう。なお、同条の第二項におきましては「人文及び社会の分野に関する授業科目並びに保健体育科目に関する授業科目については、大学の事情により、前項に規定する学生数以上とすることができ。ただし、特別の場合を除き、二百人をこえないものとする。」という規定がございませう。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

○有島委員 人と人という場合、そういう規定になつてゐるわけですね。しかし現実には、一対一というふうなこともあるわけでありませう。一対五あるいは一対二十以下というふうな形、こういふ少人数教育といふようなことはなるべく確保したいと私は非常に強く思ふわけですね。だけれどもと私たちは非常に強固に思ふわけですね。だけれども、すべてを少人数教育でやるというふうなことは、これはぜいたく過ぎる言わなければならぬいでしよ。ですから、いまありましたような一対五十ですか、そういうふうなものを標準にする、それも結構でしよ。あるいはそれ以上というふうなものがあるてもよろしい。

るような形で私どもも対応していこう、かように考えておるわけでございまして、そういう観点から実態調査も実施しているというのが、ただいまの状況でございます。

○有島委員 いま私が申し上げました少人数教育ということを含んでさまざまな人数の配合を適当に、学科によりそれから学習目的によりいろいろあるわけでございまして、それが適当に配分されるような、まだ法律化、法令化ということとまでいかなければ、その方向でいま実験が始まっておると受け取ってよろしゅうございしますか。

○宮地政府委員 実験が始まっておるといふような形では必ずしもないかもしれませんが、個々の大学ではそういう授業形態のあり方については十分工夫をしております、所要単位の中でそういう少人数によるゼミナールのような形の単位を何単位か取ることを具体的に実施している大学も、先ほど個別の例も申し上げたわけでございしますが、そういう方向で行われているわけでございします。個々の授業形態のあり方についてそのように各大学が取り組んでいるわけでございまして、大学の自主的な工夫なりそういうようなものを、私どもとしても積極的に促進するように対応していきたい、かような趣旨でございします。

○有島委員 それから、人と人との触れ合いというところの中で、その場なんだけれども、こうやって対面でやっている、これが一番の基本形でございしますね。だけれども、通信メディアを使うというところでございしますね、これもやはり通信というメディアを使っている人と人とのつながりということとございします。その通信の中に文書があつて、それからラジオ、テレビの放送があつて、放送の中には生放送と録音、ビデオ、こういうふうになるわけでございしますね。ですから、人数のいろいろな配分と同時に、こういうメディアで、直接対面でやっていくのか、あるいは通信、文書を通じてのものであるとか、そういうような授業形態、学習形態の多様化ということをしつかり考

慮に入れておかないと、これからの放送による高等教育機関というものが非常に考えにくくなるのじゃないかと思う。それをしつかりとお心に置いていただきたいと思います、いかがですか。

○宮地政府委員 お話のように、もちろん基本的には、従来の在来型の教室における授業というふうなもの、なお学校教育における基本的なあり方ではあるかと思いますが、たとえば、たゞいま御指摘のような通信教育による手段も、テレビ、ラジオ等を用いるような、たゞいま御提案申し上げておりますような放送大学のあり方、そういうふうなものにつきましても、それぞれの特性、授業形態についての考えるべき特性というものが十分留意しながら、その授業のあり方というふうなものについて工夫をしていくということ、御指摘のとおり十分留意をしていくべき事柄であらうかと思ひます。

○有島委員 受講形態、学習形態を明らかにすること、また、その中でも特に少人数教育と大きなスケールの学習といったものの配分を、卒業資格を与える場合の一つの条件の中に将来考慮をしていただきたい、これは要望であります。それでは、通信教育ということについて質疑をいたします。

通信教育についてどう評価するかということとございしますけれども、放送による大学、これも広義の通信教育の一つであるというふうに位置づけられてよろしいと思ひますけれども、いかがですか。

○宮地政府委員 御指摘のとおり、放送大学もその一つでございします。

○有島委員 現在行われております通信学部、私立大学に通信教育の学部がございまして、この学部の学生さんと、それから一般の学部の学生さんとの間にいろいろと単位の互換、これは法的には許されておると思ひますが、これは望ましいかどうか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、法律的に

は単位の互換というような形は許されているわけでございします。

なお、望ましいかどうかというお尋ねでございしますが、最初にも申し上げたように、大学制度全体の弾力化といひますか、多様化を図っていく、その一つといたしまして、入っております学生の方が、それぞれ望ましい単位をはかの大学でも取りたいということについては、それは積極的に認められる方が望ましい、かように考えております。

○有島委員 同じ一つの大学で、そこには通信学部がございします。そうすると、普通の学部の学生さんが自分の取るべき単位の中から幾つかの単位、二十単位なり三十単位なりはその通信教育でもって取る、そういうようなことがもつともつと行われてよろしいのじゃないだろうか。いま大学局長がおっしゃいましたのは、他の大学ということとでございしますけれども、同じ一つの大学の中でそういうことがもつと推進されてもよろしいのじゃないかと私は思ひますけれども、いかがですか。

○宮地政府委員 方向としては望ましいことであらうかと思ひますが、先生御指摘の同一大学の中における一般の学部と通信制の学生の単位の互換といひますか、そういう実態については、私ども、たゞいまのところ具体的な事柄をつかんでおりません。

○有島委員 私の聞いておりますところでは、十五だけ私立大学の通信学部というものが現在あるのですか。

○宮地政府委員 十二でございします。

○有島委員 十二でございしますね、そのうち三つの学校だけが一般学部と通信学部との互換をやっているそうです。これがどうして進展していかないのか。私は、非常に不思議でしようがない。だから、何か文部省さんの方で余りいい顔をしないというふうなことがあるのかどうか。

○宮地政府委員 先生御指摘のように、私立大学で十二大学が大学通信教育を行っているわけでございまして、その中で御指摘のように三大学が単位の互換ができるというふうな取り組みになつて

いるようでございします。

そこで御尋ねの点は、それがどうしてもつと広がらないかというふうなお尋ねでございしますが、具体的にはその事情は必ずしもつまびらかでございませぬが、御指摘のように、文部省がそれについてどう制約的に考えているというふうなことは全くございませぬ。

○有島委員 そうなりますと、私立大学でやっている通信学部において、いま同じ大学であっても余りまだ単位の互換が進んでないようですけれども、将来国公立あるいは他の私立大学でもいい、あるいは短大でもいいというところが通信学部の単位をある程度取り入れる、互換の対象とするということ、これには法令上何か妨げがありますか、ありませんか。

○宮地政府委員 法令的に申しますと、単位の互換を認めておりますのは、三十単位の範囲内というものが、単位の互換を認める範囲の一つの規定でございします。

それで、具体的に私立の大学通信教育の場合でも同一大学で三大学というのを先ほど御指摘がございしましたが、積極的にその単位の互換を、たとえば通信教育についても考えるべきではないかという御趣旨でのお尋ねかと思ひますけれども、私どももいたしましては、既存の従来の大学についても、もちろんそれは制度的に認められていてのこととでございしますから、積極的に取り組んでほしいという考え方で対応いたしておりますが、ここで御提案申し上げております放送大学におきましては、もちろん、そういうものをこれから新しくつくっていくわけでございまして、その際に単位の互換というふうな形で私立の通信教育とも相ともに、放送大学と通信教育とが両々相まって積極的な単位の互換というふうなことも取り組むということは、もちろんこの放送大学においては当然考えているところでございします。

○有島委員 いま、現在ある通信大学について申

本来の音声、そのほかにもう一つ音声を加えるというものが実用化されておるといのが実情でございます。

○有島委員 そうすると、現在はプラス一ということでございますね。今度放送大学学園に免許をいただけたという場合には、それもやはりプラス一なのか、プラス三とか四とか、そういうサービスをしてくださるのか、その辺はいかがですか。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

先生のおっしゃいますように、テレビに多重する方式といたしましては、ごく当初、三つなり四つなりの音声を加える方法もある、外国でも行われておるといふようなことで研究はいたしましたけれども、非常にむずかしくて、現在のところ音声一つ加えるのがようやくであるというのが私の認識でございます。

○有島委員 わかりました。

ラジオの方は幾つの波をもらえますのですか。

○田中(眞)政府委員 この放送大学構想が始まる当初であつたかと思ひますけれども、郵政省といたしましては、この放送大学学園のためにテレビの一系統と、ラジオと申しますか、音声の放送を全国的にカバーできる一系統、この二系統と申しますか、それを確保するというようなお話になつていたかと存じております。

○有島委員 ということは、ラジオの方も一波以外にはない、こういうことですか。あるいはちよつと隣のあたりのところですか、まだ余地がありますか。

○田中(眞)政府委員 テレビの波数で申しますと、ラジオも同じことでございますが、日本全国的にいまのところ、放送大学といたしましては、八〇%をカバーする、全国二百カ所からカバーするというようなお考えもお示しになっておるようでございますが、波数といたしましては、大変多いものになるわけでございます。郵政省としましては、全国と申しますか、いま計画されております八〇%の地域に、少なくともテレビの一番組と

ラジオの一番組が聞こえるように周波数を用意しておるといふことでございまして、テレビの波数でないラジオの波数でございまして、あるいはFMになるかもしれないが、大変多いものを用意しているわけでございます。ただ番組としては、テレビ一系統の番組とラジオ一系統の番組、これがほとんどどのところへ聞こえるようにということですが、従来の地上方式でまいますならば、大変に数の多いものになるわけでございます。

○有島委員 それでは、これはこの前一般質問のときにちよつと触れましたけれども、また放送大学の方に戻ります。

体育及び語学等については、大学設置基準による大学以外のところで履習をする。それで、放送大学の方でも、それを認定の対象としていくことを考慮しつつあるというふうに承つたのですけれども、それでよろしいかどうか。

○宮地政府委員 体育の実技等については、具体的に他の教育機関の活用をどう考へておられるのかというところでございまして、すでに前の国会でございまして、御答弁も申し上げておるわけでございますが、体育の実技につきましても、ほかの大学、具体的に地域の教育委員会等が開催する体育行事があるわけでございますが、そういうものに参加することによりまして、体育の実技の履習にかえるというように考へておられる、この放送大学の場合には具体的に考へておられるところでございます。さらに、体育の実技以外に、外国語科目などについて、ほかの教育機関、たとえば御指摘では専修学校等というようにものををお示しになつたわけでございますが、その履習の成果を単位として認めるかどうかの問題でございまして、大学といたしましては、専修学校等との間に、御存じのとおり、学校教育法上の制度上の相違が基本的にございまして、そういうような点で単位制度の共通の基礎がないというようにもございまして、検討を要する幾つかの問題点があるかと思ひます。

ただ、これから創設をお願いいたしております放送大学におきましては、そういうことについて、積極的に検討をいたしたいというぐあいに考へております。具体的には、そのために文部省といたしまして、大学設置審議会の大学基準分科会におきまして、具体的な御検討をお願いをしていくところでございまして、

○有島委員 もう時間がいっぱいになつてまいりましたので飛ばします。

日本だけでなしに諸国におきまして、放送大学という試みをやつておるようであります。その現状を御報告いただきたい。

○宮地政府委員 諸外国における放送を利用する大学教育の現状についてのお尋ねでございますが、実は当衆議院の文教委員会におきましても、イギリスのオープンユニバーシティ等については御視察をいただいたわけでございますが、放送利用の大学として代表的なものとしては、御視察もいただきましたイギリスのオープンユニバーシティがございまして、このオープンユニバーシティは昭和四十四年六月に設立されまして、四十六年一月から学生を受け入れているというぐあいに聞いておりますが、昭和五十三年では六学部一研究所で、教職員数が約二千五百人、学生数約七万五千というところで、卒業生は約三万三千人になつておるといふぐあいに聞いております。オープンユニバーシティの場合には、その放送番組がBBCによつて制作、放送されておまして、放送時間は、週当たりラジオで二十六時間、テレビで三十五時間ということでございます。時間帯は月曜から金曜の早朝及び夕方と、土曜、日曜の午前中というように考へておられます。実際に学生の学習時間に占める放送視聴のウェイトというものは、一〇%前後というところで、余り高くないというように考へておられます。

それから、次に韓国でございまして、韓国では昭和四十八年に韓国放送通信短期大学というのが設立されているわけでございます。放送の利用は韓国放送公社を通じて行ふラジオ放送だけであるというぐあいに聞いております。放送時間は毎日一時間半程度でございまして、一般の通信教育にラジオ放送を一部加えた程度というぐあいのものではなからうかと思ひます。

なお、アメリカの場合はいわゆるユニバーシティ・カレッジを中心として幅広く放送利用の教育が実施されておりますが、そのほか相当数の高等教育機関がみづから放送局の免許を受けているようでございます。

ただ、イギリスのオープンユニバーシティは、わが国の放送大学構想のように、放送利用の教育によつて卒業資格を与えることを目的とする大学ではないようでございます。これはアメリカの場合でございまして、むしろ放送教育によりまして、所要の単位の一部を修得させまして、それによつて高等教育への進学を誘引するといひますか、そういうようなところにねらいを置いているというぐあいに伺つております。

そのほかスペインでは、昭和四十七年に国立遠隔教育大学というようなものが設立されておりますとか、あるいは昭和五十二年にはコスタリカで国立遠隔大学がつくられておる。ベネズエラでオープンユニバーシティが設立されておるといふようなことを私も伺つておまして、これらはいずれもイギリスのオープンユニバーシティと同様に、放送を利用した大学教育を行っているようでございます。

そのほか西ドイツでは、昭和四十九年にノルトライン・ヴェストファーレン州立大学としてフェルン・ユニバーシティが設立されているというぐあいに状況も伺つております。

なお、ことし八月にマニラで開催されました国際大学協会の総会において報告されているところによりますと、世界で最近十年間に、放送を利用する大学は十五大学が設立されたというぐあいに報告されているようでございます。私どもが現在、諸外国の状況として把握しておりますのは、大体以上申し上げたような状況でございます。

○有島委員 これはさらにまた機会を迫つて御報

そこで、もう最後になりますけれども、諸国が日本の放送大学に対して相当期待を寄せておるのではないかと思います。それで、その期待を寄せている中で、多くはNHKに対して非常に期待を寄せておるようでありますね。こうしたことについてどのように考えていくか、これは局長からお聞きしましょう。

○宮地政府委員 NHKとの関連と申しますが、そういう点についてのお尋ねでございますが、放送大学の設立の検討の経過と申しますか、過去の四十一年以来の検討経過の途中段階におきまして、NHKに積極的にこの点について御協力をいただいたということがございます。

ただ放送大学の設置形態そのものとしては、その後種々検討いたしまして、現在御提案申し上げておりますような特殊法人の放送大学学園を設立するという形で御提案を申し上げておるわけでございます。

なお、これが実現されました際において、放送というような技術的な分野もございまして、そういうようなことにつきましては、私ども郵政省とも十分御協議を申し上げて、具体的にそういう面でもNHKが持っております技術面といえますか、そういうようなものについては種々御相談をさせていただいて、御協力を仰がなければいかぬ事柄であろう、かように考えております。

○有島武員 大臣、これは東南アジアといってもいろいろな国があるわけですが、日本の放送大学については相当関心を持っておられる方が多いようです。NHKの、番組のビデオ、これは相当あちらの方に行っているんですね、それで、それを媒介として、今度はさらにすばらしいものができるだろうというふうな期待があるようにございます。その期待がまた余り見当外れであつては困るわけですが、そういうようなものも、ひとつ十分情報をキャッチしておいていただきたいし、それから、諸国でもつてのいろいろな営みがあるわけでありま

きょうの質問はこれで終わります。ありがとうございました。

ふざけました。

○田中(龍)國務大臣 大変いろいろと詳細な御審議をいただきました。ありがとうございます。

○三ツ林委員長 本日、参考人として日本放送協
会理事田中武志君が出席されました。

参考人の御意見は質疑応答の形式で聴取いたします。

和田耕作君。○和田(耕)委員 初めに若干、きわめて事務的だと感ずることを御質問しますけれども、これは局長さん、放送の時間帯はどういうふうに出るのか。

○宮地政府委員 放送時間についてのお尋ねでございますけれども、私どもただいま考えておりますのは、一応毎日午前六時から十二時までの十八時間というのを予定しております、視聴する

学生の便宜というものを考えまして、同一の番組について曜日や時間帯を変えて再放送するように考えていくというのが、ただいま考えているところだと思います。

○和田(耕)委員 これは働きながらこの学校に入る人はかなり不便になると思うのだけれども、何かそれをカバーする方法はありますか。

○宮地政府委員 ただいま申しましたように、午

前六時から十二時までの間で再放送ということも、その中で具体的に曜日や時間帯を変えまして再放送するというような形で、実際に働いております方々の視聴については、極力それぞれの勤務

に応じずして視聴できるような形を放送時間についても考えているところでございます。

なお、それを聞き逃しました場合の、それを後で聞くためにビデオ・センターというようなものに

も、それぞれ学習センターに設けるといふような配慮もいたしているわけでございます。

○和田(耕)委員　日曜日でもやるのですね。

○宮地政府委員　日曜日もちろん放送をいたすわけ

○和田(耕)委員　それから、先生を選ぶ方法ですね、どういうふうに先生をお選びになるのですか。

か。

○官地政府委員 教官の選び方につきましては、この放送大学におきましては、評議会で人事に関

する基準を定めることになっておりまして、具体的にはそれに従いまして選考されるということに

○和田(耕)委員 たとえば経済学の例をとれば、

正統派の經濟学の先生がおる、あるいはケインジ
アンの先生がおる、あるいはまたマルキシズムの
先生がおる、こういう場合に、どういうふうな選
び方をするのでしょうか。

○宮地政府委員 具体的な人事そのものにつきま
しては、それぞれ大学が具体的に選考をするとい
う基本的なたてまえは、従来の大学と変わりない
わけでございます。

○和田(耕)委員 それにしても、これは放送を全

国民が聞くわけですから、この放送大学の教育についての、聞く方から見た選択の自由というものがあるわけです。そういう問題について、この法案をつくる前に見直しをしておく必要がある

のじゃないか、この問題についてお聞きしているわけです。

○宮地政府委員　具体的には、開設を予定しております授業科目に即しまして具体的な教官が定まり

るわけでございますが、実際にどういう内容のもの
を放送するかということにつきましては、それぞれの
科目ごとに、コースのチームといたします。それ
か、そういうようなものがつくられまして、十分

討議をされた上で、それが具体的に放映されるといふような段取りで考えているわけでございまして、その点については、私ども、これからつくられていきます放送大学のスタッフに全面的に信頼

をいたしておるといふ考え方でございます。

○和田(耕)委員 これはいまからよく検討なさつておかないと、必ず問題になることだと思つので、す。いま私は経済学の例を引きましたけれども、

いふ違つた、しかも、かなり権威のある違つた学説があるわけです。それに従つて先生ががらつと變わってくる、受ける人たちの印象も變わつてく

変わってくる、受ける人たちの印象も変わっていく

る。代表的な先生を選んで、その人たちに放送してもらって、そして勉強、この勉強をするのは、

申し込んだ人だけじゃないわけで、一般の国民も
見ているわけですから、公正な教育をするため

に、その問題は非常に大事な問題になってくるわけだ、これについての方針——選んだ役員に任せ

初の方法の作成者としての文部省のこういう問題についての考え方、これはやはり方向づけをして

○宮地政府委員 私どもといたしましては、この放送大学の授業科目の具体的な内容につきましても、言うなれば国民全体から期待されている大学

というぐあいに考えておりまして、そういう国民の期待にこたえるような大学としての運営が行われると確信をいたしております。

○和田(耕)委員　局長さん、これが普通の大学と

違うのは、普通の大学では、この大学にはこのようにな教授、先生がおりますということを承知の士で生徒が入ってくるわけです。その生徒だけがその先生の話を聞くわけだ。ところが今度の場合

は、一定の生徒になる人がおりますけれども、対象は広く全国民だと考えなければならぬ。その場合、ある特定の先生がおることを承知の上で入った学生とそうでない学生、その点非常な

違うわけだ。その問題についてはっきりした考え
方を持たないと、私は、今後やっていく場合に非
常に問題が出てくると思うのですが、大臣、こ
ういふ問題いかがでしょう。

○田中龍(國務大臣) お説のとおりと存じます。
○和田(耕)委員 私は、これに賛成しているわけ
じゃないけれども、仮につくるとして、この問題
ぜひとも検討をして一つの方針づけをしておか

ければならない。経済学であれば、代表的な三人なら三人の違った先生を配置して、同じような時間帯で放送するというような配慮はぜひとも持つておいていただきたいと思います。

それから、単位の問題ですけれども、ここでもらう教養課程の幾つかの単位は既存の大学とお互いに交換ができるという制度があるようにすけれども、これはどういふふうな形でおやりになるのですか。

○宮地政府委員 単位の互換についてのお尋ねでございますが、先ほど来御説明も申し上げておるわけでございますが、大学設置基準によりまして、三十単位まではそれぞれ単位の互換が認められているわけでございます。したがって、その範囲内においてはほかの大学で履修した単位をこの放送大学の単位とすることも可能でございます。また、ほかの大学が放送大学で履修したものを、その大学の単位として認めることも可能であるわけでございます。

○和田耕委員 たとえば東京大学で教養学部へ行っている学生が、何かの都合で半年ほどアメリカへ行って勉強した、そして受けられていないその単位は、放送大学でやっている同じような科目の単位を取って、それに当てるというようにすることもできるのですか。

○宮地政府委員 たとえば東京大学で受けられなかった単位をこの放送大学で互換することは可能かという具体的なお尋ねでございますが、それは大学自体でそういう仕組みを認めていただくことが必要でございます。私も私としては、それを積極的に進めなければいかぬ立場にございまして、事柄としては可能でございます。

○和田耕委員 つまり、そういうふうな問題も特に大事な問題の一つなんですね、単位の各大学の交換制というのは。関係の大学とあらかじめよく打ち合わせをして、そういう考えはよからうというふうな根拠はいままでなさっておられるかどうか。

○宮地政府委員 この放送大学構想を進めるに当

たりまして、もちろん私も、既存の大学の関係者ともそれぞれ十分御協議も申し上げておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、たとえば国立大学協会の主要なメンバーの方々と、放送大学を進めるに当たりまして、これはもちろん教育、組織その他万般にわたっているいろいろ御協力をいただかなければならぬわけでございまして、そういう点については従来からも御相談を申し上げてきておるわけでございます。

そこで、具体的な単位の互換の問題でございますが、御説明申し上げておりますように、仕組みとしては、そういう制度は認められていくわけでございまして、具体的にそれを積極的に進めていくという事柄を、既存の大学にも働きかけることが必要でございます。これは大学自体がそういうことを積極的に取り上げていくということにならないと、制度としては認められておりましても、必ずしもそれが現実には生かされておらないこととなるわけでございます。そういうようなことについて十分御協力をいただくように御説明も申し上げておるわけでございまして、まずは、この放送大学が新しくできました際に、この放送大学自体の方で積極的に単位の互換を進めていくというふうな考え方で、いわばこれを一つの契機といたしましてそれが積極的に行われるように私どもも努力いたしたい、かように考えております。

○和田耕委員 私どもも最近、この放送大学に對してかなり突っ込んだ、いろいろ専門家を含めての議論をする機会を持ったのですが、一番議論をされた問題の一つがこれなんですね。つまり、職業と密着した単位が取れない、取れる可能性がない、この問題が一番議論になった一つなんです。これは先生にはなれるのですか。

○宮地政府委員 放送大学でむしろ職業に密着するような単位なり資格が取得できるようにすべきではないかという御議論というぐあいに伺ったわけでございますが、御案内のとおり、私もまただいま御提案申し上げておりますこの放送大学に

つきましての考え方としたしましては、従来御説明も申し上げておりますが、教養学部を置くという考え方でも臨んでおります。教養学部を置くに至りました今日までの調査とか、そういうような前提がいろいろあるわけでございまして、具体的に教養学部ということで進めたいと考えております。

そこで、具体的な御質問は、教員の資格が与えられるかどうかということでございまして、その点は教員免許状を取得するためには、免許法令の規定によりまして、その免許状の種類や教科に応じた教職の専門科目、それともう一つは、教育実習を含む教職関係の専門科目が必要になるわけでございまして、私どもといたしましては、この放送大学を計画するに当たりまして、既存の私立の通信教育と関連する問題でございまして、そういう具体的な授業の面での公約数としてどういふものを選んでいくかというふうなことにいろいろ検討を重ねてきた結果、こういう教養学部というところで発足をさせていただきたいと御提案申し上げております。したがって、放送大学だけを卒業すれば教員免許状が取れるかと申すと、ただいまのところはそれは考えておりません。

○和田耕委員 これは全般にわたる問題の一つなんですけれども、この放送大学学術法案が非常に中途半端だ、あるいはあいまいだと言われる点はそのことにあつたところなんです。せっかく新しいものを大きな国費を使つてつくるわけですから、第一段階は現在のようなことだけれども、第二段階ではこうだとか、第三段階ではこうだとか、そういうものを余り隠さないで、もっと持つ必要があると私は思うのです。私も、この放送大学法のアイデアが出た当時は、これは大変なことだ、これがすっかり軌道に乗っていかれば、いままでの大学はほとんど要らなくなるだろう、特につまらぬ大学なんていうものはなくなつてしまふ、あるいは大学は自分のものだと思つておるような不届きな先生もなくなつてしまふ、そういうふうなことが

まで私は考えた。だけれども、この法案で見ると、つまり、教養の部分だけに限定をする、私は、本気に考えれば、これは通信教育がやっているのですから、実際の専門課程だってやれると思ふのです。そして実際のいままでの通信教育の現場は、放送大学の下の下部機関として位置づけることも将来はできるんじゃないかと思ふのです。そういうふうなことであれば、これは非常に大きな意味を持つてくる。しかし、これが専門的な教育ができないとか、むずかしいとか、これだつて、たとえば実験の教育だつて、そのつもりで施設をつくり、そのつもりで運営できれば、たとえばお医者さんの教育だつて、ごく一部の補充教育をすればできないことはないのです。

そういうふうなこの問題を考えて、つまり第一期はとにかくいろいろなことがあつてこうだけれども、やってみてあれすれば、そういう面にも、専門的な教育の方にも進めようと思ふというふうな気持を持っておられるかどうか。

○宮地政府委員 御指摘の点は、第一期の計画はこの計画でいって、将来そういうような方向を考えないのかという御指摘でございますが、私も、そういう職業資格に結びつきますようなコースを将来どう考えていくかというふうなことに對しては、もちろん将来の検討課題として慎重に對應させていただきたい、かように考えます。御指摘の点は十分踏まえて検討させていただきたいと思ひます。

○和田耕委員 たとえば先ほど私、先生のことを最初にお聞きしたのは、日本なら日本、あるいは世界の他の国からでもいいのですが、権威者だと思われる先生を偏らないで選んで、その人が一つの基礎的なテーマになるような教育をする、それで、いまの各大学のスクーリングをもっと組織的にしたようなものというふうな考えをいけば、これは画期的なものになるというふうな私は思ふのです。

これは学問の自由とか学校別のいろいろなことがあつて、あるのですけれども、そういう気宇

の大きな考え方を持たないと、このままであればいかにも中途半端だし、このままだといまの既存の大学を拡充すれば、そしてもっと門戸を開放して、NHKでももっと緊張つてやってもらえば、この状態だとできるんですよ。しかし、この状態でできない、今後の日本の教育の大きな問題から見れば、この考え方は非常に大きな意味を持っている。

それで、私どもが非常に興味を持ち、いまの法案はちょっといろいろ中途半端だと思ふけれども、将来これはなかなか新しい芽になるのじゃないかと思うゆえんはそこなんです。そういう点について、この問題ひとつ大臣、いかがでしょうか。

○田中(龍)國務大臣　ただいま和田先生のおっしゃることは、本当にまじめに取り組んで、深く掘り下げてお考えだと思ふのであります。今後、この新しい学園放送というものがどのように展開いたしますか、これはわれわれ真剣に考えたい一つの大きなファクターでございます。

○和田(耕)委員　また、この問題は、いま日本で一番困っているものの入学試験の問題、大学入試の問題、これなんかにも一つの解決の目安をはっきりつくれると私は思う。つまり、いま中学校、高等学校でも、試験の場合には、中学校ぐらいのところでは大学へ行けるかどうかということとを、いろんなテスト機関でやっているのはヨーロッパ諸国には幾つかあるのですけれども、しかし、だれでも入りたいものははめて、そして最後のテストをちゃんとやって、大学卒業の免状を与えるという二つの方法があります。その後の方法を、この方法だとくは非常によくできると思ふのです。放送大学にはだれでもとく希望者は入れる、しかし、四年間の教育の中でひとつ厳密なテストをやつて、出るときにはしっかりと縛るといふような教育が、このアイデアの中でも解決の可能性がある。

そういうふうな意味を含めまして、もっと文部省としては気宇を拡大して、こういう法案を出す限りは中途半端なものだめですよ。当面では

そういう問題があるとしても、将来そういうことを考えなければ、こういうものは本当にちっぽけな、かえって問題を起すような法案になりはしないか、私は、そういうふうに思うのです。考え方としていかがでしょうか。

○宮地政府委員　入学者の選抜方法につきまして、御指摘のように、この放送大学においては選抜試験を行わないというふうなことで、新しい一つの行き方を具体的に示す一つの積極的な取り組みをいたしております。

ただいまの全体構想としてさらに大きな構想で臨めという御指摘につきましては、私どもも、そういう問題点があることを十分検討させていただくというところで、当面御提案申し上げております点は、従来、前国会等からなる御説明しているような事情で、こういう教養学部というふうな形で発足をさせていたいただきたいということで御説明を申し上げておるわけであります。

○和田(耕)委員　もう一つは、義務教育というものははっきり区別して、いまのような状態をしっかりと拡充してやれると思うのですが、高等学校です、この高等学校の教育の問題をなぜ放送大学法案の中に入れてなかつたのかということについての疑問を持つのですが、どうでしょうか。

○宮地政府委員　この放送大学学園法案で御提案申し上げておりますのは、放送を行うことによつて正規の大学教育を行う、そういうものをつくるということがねらいでございます。これはねらいとしては、生涯教育というふうな観点で国民の間に広く大学教育の機会を広めるといふようなことももちろんございます。したがって、この御提案申し上げております放送大学においては、高等学校の放送というものを取り上げるといふことは、ただいまのところ考えていないわけでございます。

なお、現実の問題といたしましては、広域通信制を行いますものとしたしましては、現在NHK学園高等学校というものが設置されておまして、それが高等学校教育段階の放送によるものと

して具体的に現に行われているわけでございます。

○和田(耕)委員　私、特に高等学校の問題を問題にしますのは、現在中学校から高等学校へ進学する人は大体九三、四％だ、こう言われております。また高等学校の義務制という考え方も有力に出てきておるわけです。しかし、高等学校の義務制ということになると、これはまたいろいろ問題が出てくると思ひますけれども、実際にこれを義務制にする方法として放送大学の――他のいろいろ大学にも、大学があつて、その下に高等部があつたり、中等部があつたりするのですから、将来、高等部を設けて、全部、高等教育を受けた人は、この教育に入つてもらうというふうな考えをすれば、高等学校の義務化と同じような効果を待つようになりはしないか。そういうことをお考えになりませんか。

○三角政府委員　ただいま御提案申し上げておる放送大学の一つの機構と申しますか、内容として高等部というものはどうかという御提案でございますが、放送大学そのものとの関連につきましては、大学局長の方から御説明があると存じますが、高等学校教育の普及の問題に関連しましては、先ほど大学局長からもちょっと申しましたけれども、和田委員御存じのとおり、高等学校には通信制がありまして、それで、その中で一県の間以上になつたりまして広域でやっているとところも数校あるわけでございます。その数校ある中で日本放送協会学園高等学校というものは、現在でもNHKの教育テレビ、それからラジオの第二放送を活用しまして、主として八時以降の夜間、それから早朝も再放送などをやっているようにございます。

これで、そういうテレビとラジオの放送番組というものを編成いたしまして、通常の通信教育の指導にそういうものもあわせて教育を展開するといふ運営をいたしておるわけでございます。これは全国ネットをやつておるわけですが、定員枠は一応二万人ということで決めておりますが、いろ

いろな事情で現在少し減つておまして、在籍者は五千人余りのようでございます。ただ、卒業生が毎年多いときは二千人、最近はやっと減りまして、一般の高校が普及したせいもございまして、千二百人余りで、すでに二万六、七千人はこの学窓を巣立っております。各県で協力校というのを設けてまして、そこで月一回のスクーリングをやるといふようなことで、非常にじみちで、しっかりと一生懸命やつておられます。

したがって、これは通常の経費助成のラインにこれも乗せまして、文部省としては補助もいたしておまして、一応、和田委員の御提案に若干似ておるといいますか、類似する方式が、道がすでに開かれておるものでございまして、私どもとしては、この教育を助成し、充実をお願いしたいという人たちに對する手だてとしてこれを生かしていきたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員　これはまあ後からひとつ、こういう場所ではなくてゆっくり文部省の方にいろいろお聞きしたいと思つておるのですけれども、その問題はそれとして、局長、放送大学というものを何か小さな――まだやってみなければわからないのだ、それは実際わからないところはある。しかし、そんな小さなところに限定しないで、もっとこの将来への意義をしっかりと認めた考え方をぜひとも検討してもらいたいと思ふのです。

それで、この問題についての最後の問題は、文部省の方は専門教育はこの方法ではできないといふふうにもう結論しているのですか、どうですか。たとえば資格を与えられるような専門的な教育はできないかどうか。

○宮地政府委員　教養学部としての専門教育もあるわけでございます。そういう専門教育はもちろんでございまして、そういうことで、検討経過の中では、ただいま申しました教養学部としてのコースなり専門科目というふうなものの設定を考えているわけでございます。

御指摘の点は、恐らく先ほど先生御指摘の通りに、さらに、そういう教養学部という考え方に立たない、それ以外の専門分野の、あるいは職業教育といいますがそういう面を、もっと積極的に将来の姿としては検討すべきではないかという御指摘で、そういう分野の専門教育という問題であるかと思いますが、それらについては、先ほどお答え申し上げたように、当面御提案申し上げておきます教養学部ということでスタートをさせていただきたいということを申し上げておいて、先生御指摘の将来へ向けては、私ども御意見を十分承りまして、それを将来の課題として検討させていただきたい、かように考えております。

○和田(耕)委員 壮大なものじゃなくてそのすぐ前の、たとえば経済学士とかあるいは法学士とかそういう資格はどう、この問題はすぐでもやれるのじゃないか。

○官地政府委員 具体的な対応といたしましては、この放送大学を検討するに際しまして具体的な問題として問題になりましたのは、私大の通信教育との関連でございます。私大の通信教育は、戦後三十年大変苦しい中で私学が通信教育に取り組んできたわけでございます。そういうような立場から、私大の通信教育とこの放送大学とが相ともに共存共栄と申しますか、両者が相ともに発展していくということを考えていくために、放送大学の科目としては教養学部を置き、学士号としては教養学士を出すというように学部を想定いたしていただくわけでございます。たとえば私大の通信教育の方では、具体的には法学士とか経済学士とかを出す人文系統の学部については、現に行われているわけでございます。

○和田(耕)委員 それは私大の通信教育との関係から理解できます。じゃ、いまの私大の通信教育がかなり苦勞して実績を上げていながら、この放送大学ではそのような問題は取り上げなかったという御答弁ですか。

○官地政府委員 大変率直に申せば、いま申しましたようなことも一つでございますし、また具体的に国民の教育的な要請としてそういうようなものが、従来私どもの調査いたしましたものを基礎にしましての放送大学の基本計画に関する報告等におきまして、国民の非常に広い要請とございます。か、全体的な要請としてそういう分野のものが望まれているというように、一つの理由でございます。そしてまた、先ほど郵政省の方からも御答弁がございましたように、テレビ、ラジオについて、それぞれ一歩が確保されているということでございますから、その波によります授業科目の開設ということについても、おのずから限度がある、そういうようなことを全体勘案いたしまして、教養学部ということでスタートをさせていただきます。

○和田(耕)委員 いまの、私大の現在までの大変な御苦勞、成果を評価して、そして、その分野にはある程度入っていないか、あるいは共存できるような状態にしたいという御意見は、非常に大事な意見で理解できる。しかし、そのままだと将来も考えていくという、これは国民のためというよりは私大を救済するためというふうなものを免れない。したがって、ある一定のこういふ十年なり二十年なりという過渡期にはそういうことがあっても、将来はやはり通信教育の本格的な役割りを果たすとして、各私大の持っている場合は学習センターとしてこれを十分活用していくというふうな考え方をお待ちにならないと、この大学構想そのものがひなびたものになるということなんです。その点は特に注意してもらいたい。そういうことをやると、また反対が出るからということばかりです。しかし、それをそのままだと、これは私大を守るために国民を犠牲にするなんというふうな妙な意見も出てきかねないんです。そういうこともぜひひとつ考えてもらいたいと思っております。

○官地政府委員 先ほど御説明いたしましたように、国民全体の教育的な要請と申しますかそういう

うようなものも十分踏まえて考えているわけでございます。この放送大学が発足すれば、もちろん先ほど申しましたように、両者が並存して充実していくように考えるべき事柄でございます。その辺について、さらに踏み込んだ具体的な御相談というふうなものについては、恐らくこの大学が具体的に定着をし、さらに国民全体の要請といいますがそういうようなものを受けとめながら、将来の課題としては、そういうようなことも踏み込んで検討しなければならぬ時期が来るかも知れませんが、それは私大の通信教育の関係者とも十分納得のいく形で御相談をさせてもらう問題であらうかと思っております。

○和田(耕)委員 日本の教育について、私は、教育は全く素人ですけれども、素人なりにいろいろな評価をしますと、やはり動脈硬化的な様相が、大学でもあるし高等学校でも私立大学でも皆ある。これに対してこういう放送大学の構想が新しいインパクト、いい刺激を与えようという意味はあるわけで、その要素は、やはりこういう法案については、出し方はいろいろ問題ですが、持っていないといけないと思っております。この法案について各所にそういうところが見られる。非常に中途半端だというのは、そういうふうな形も見られる。たとえば生涯教育という面、最初にこの考え方があったと思うのですけれども、この生涯教育という面でも、先ほど申し上げた後期中等教育、そういうふうなところにも、これは踏み込んでいってないというところにそういう面があるということですね。

非常に中途半端になっているのは、放送大学というものの意義づけというものが、何かいろいろと批判を受けたらなんかしてしぼんでしまった。しぼんでしまったら意味ないんですよ、本当にこの法案は。いまのようなままだと、私は、本当に意味が非常に少ない、トラブルだけを起こしていくという感じがする。ぜひとも、そういう将来への展望というものを忘れないで、しっかりと持っていたいただきたいと思います。

NHKの方お見えになっていきますね。御苦勞さまで。ぜひともお伺いしたかったのは、NHKでも大学の講座の放送をなさっておられましたね、いままでいろいろな形で。これはどういうふうな意義づけでこういう講座をおやりになったのか。それで、やってみて、その効果はお調べになったことがあるかどうかかわかりませんが、効果はどういうふうにお考えになつていられるのか。将来、こういうものをやる場合に、どういふ点に特に注意しなければならぬのか。この問題についての御意見をぜひともお伺いしたいと思つて御足勞願つたのです。

○田中参考人 お答え申し上げます。私も現在、週に六回大学講座というのを、教育テレビの中で放送しております。この放送しております大学講座は、昭和三十六年に大学通信教育協会というところの要請を受けてまして、発足し、それからさまざまな経緯を経ながら、昭和五十三年に大きく改定をしながら今日に及んでいるということになっております。

この番組のねらいといたしましては、現在私どもは、通信制を含む大学生及び高度の体系的な教養を求める一般社会人の方々を対象として、大学レベルの番組をつくっているというつもりでございます。御出演いただいております先生方は、それぞれの学問の領域におきましての権威の方でございます。大学教育として必要な課題の中で、御自分の長期にわたる研究成果、あるいは最新の研究内容といったものを、体系的になるべくわかりやすく解説をしていただくことに努めております。

なお、先生最後の御質問でございますが、どういふ成果があったかということでございますけれども、大学講座につきましては、私も昭和五十二年には、一年間の総売り上げが大体二十一万部ぐらいでありましたけれども、昨年度におきましては、倍以上の四十五万部というふうな数に増加しているとい

うことになっております。特に最近のこの番組の需要の中身を調べてみますと、最近御存じのように、生涯教育、そういったようなものに対しての大変関心の高まりがありますけれども、そういった中で婦人学級だとか放送セミナーとか、そういったようなところでの社会教育としてのグループ利用といったようなところが大変顕著に出てきているというのが特色に最近なっているというふうにも考えているわけでございます。

○和田(耕)委員 NHKでは、BBCで前からやっておる大学教育、あるいはふりな組織化を考えたことはありますか。

○田中参考人 われわれといたしましては、先ほどちょっと触れましたように、この大学講座を三十六年に発足いたしました。そのときは大学通信協会というところの要請を受けてやりましたが、そのときには一応前回は大学通信講座という名前でごさいます。そして正規の大学教育の一環という形でスタートをしたわけでございますけれども、先ほどちょっと触れましたように、五十三年にこの番組の改定をいたしました。こういふことをもう少し幅を広げまして、高等教育レベルでの体系的な教養番組という位置づけで幅を広げて、NHKが自主的な編成でやっているというのが実情でございます。

○和田(耕)委員 最初NHKが始めたのは、大学通信講座という形の要請を大学の通信関係から受けたということがありますか。

○田中参考人 そういふことでございます。

○和田(耕)委員 そして、これは現在はいま中学校、小学校の教育にかなり取り入れられておる科目が多いのでしょうか。

○田中参考人 現在この大学講座の中でやっておりますのは、いま申し上げましたようにかなり幅が広がりました。たとえば日本語の特質とか近代憲法の考え方とか科学から文化、そういった非常に幅広くそれぞれのテーマを決めまして、そして年度の前期に大体六講座、年度の後半に今度はまたテーマ、出演者なども変えながら六講座をや

っているというのが実情でございます。

○和田(耕)委員 私も、高等学校程度の日本の歴史と世界の歴史の講座をずっと続けて聞いたことがあるのです。なかなか参考になった感じがするのですけれども、NHKの分野で現在第3チャンネルをフルに拡大したとして、こういう教養講座は、いまのたとえれば倍とか三倍とかいう程度にはなりますか。

○田中参考人 ただいまやっております大学講座は、再放送も入っておりますので、週間六本と申しましたけれども、実際には再放送を入れますと三十分のものが教育テレビの中で十二本、週間六時間というのが実情でございます。

○和田(耕)委員 こういふものは、もっと時間を延ばすということも可能でございませう。

それはまあそれとしまして、たとえば現在の放送大学学図法案で盛り込まれておる科目がありますね、開設予定授業科目一覧というのがあるのですけれども、このような科目、こういうことをNHKでやったらという目でござらんになったことがありませんか。

○田中参考人 まだちょっとその辺までやっておりませんのですか。

○和田(耕)委員 これは、もしNHKにやれと言えはやれるのだなという感じはどうですか。ありますか、あるいはとでもできないという感じではないか。

○田中参考人 まだ内容を詳しく見ておりませんので、正確なことは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、私も長年にわたりました、こういった教育放送につきましの経験とスタッフその他を持っておりまして、われわれといたしましては、大学側の方から具体的な協力要請、そういった申し出があった場合には、放送法の規定を勘案しながら、いろいろ対応していくというつもりでございます。

○和田(耕)委員 結構でございます。ただ12チャンネルというのがありますね、責任者が見えてないから、ここで話題にするのはどうかと思うの

ですけれども、最初あれを開局するときに、教育放送を主眼ということだったと思うのですけれども、いつの間にかそうでなくなったのは、どういう理由なんですか。こういうことを質問するのはおかしいから、これは文部省の人に聞いた方がいいのかな。

○宮地政府委員 私どもも、12チャンネルの放送の中身のいきさつについては、必ずしもつまびらかにいたしておりませんので、ちょっと具体的なお答えが申し上げられなくて恐縮でございます。

○和田(耕)委員 つまり、やはり営業にならないということじゃないかと思うんですね。NHKとして、これはやはり相当の犠牲を払って努力しておられると思うのですけれども、今後、この大学とNHKとの協力という面で、どのような配慮をなさっていくのか。

○宮地政府委員 具体的な放送という技術的な分野でもございまして、具体的には私ども、従来NHKが3チャンネルを中心としてやってまいりました実績その他、そういうような点については、今後具体的に、実施に当たっては御協力をお願いできればならぬ課題だ、かように考えております。

○和田(耕)委員 この問題を最初に考えたときに、イギリスのBBCと同じように、NHKである程度この大事な問題はこなせるのじゃないかという意見がかなりあったと思うのですけれども、イギリスでできて日本では適当でないというの、どういふところに理由があるのですか。

○宮地政府委員 その点は先ほど御議論があったわけでございますが、まあ実態的な問題で申し上げますと、大学側の学問の自由と申しますか大学の自治という問題と、放送事業者側の番組の自主編成権と申しますか、その間の調整の問題が出てきた場合に、同一主体でございせんか、具体的にたまたまオーブンユニバーシティのよう

な大学で申しますと、放送はBBCにという形になっていくわけでございますが、具体的にその両者の調整問題が生じた場合に、それぞれが独立の

組織ということになっておりますと、その調整の難航が予想されるということが一つの問題点でございます。

したがって、御提案申し上げておりますこの放送大学学図法案というものは、特殊法人の形にいたしました。この特殊法人が放送局を持ち、かつ大学を持つという形にしまして、組織体として一つの組織体という中でその間の調整を解決するところ、私が、私どもが御提案申し上げておりますこの放送大学学図の考え方の一つのポイントでございます。

○和田(耕)委員 これは最初は関東地方、東京タワーの電波が届く範囲という範囲があるのですけれども、同僚委員からしばしば御指摘になっておるように、やはり東京は必要が日本じや一番少ない方だ、他に方法があるのだということがあ

るのですけれども、NHKはいまネットワークを全国にかなり綿密にしておられるわけですね、したがって今後、六十一年になるかどうかというお話がありますが、衛星が利用できるまではNHKのネットワークを利用するとかいうようなことは、これは私、素人だけれども、そういうことはできませんか。

○宮地政府委員 御提案申し上げておりますこの放送大学学図では、この放送大学学図そのものが放送局を持ちまして、それで放送大学の教育を放送するという形で御提案申し上げておるわけでございます。したがって、従来委員会でもいろいろ御議論があったわけでございますけれども、第一期の計画としては、東京タワーから電波の届く範囲内です。スタートをさせていただきます。そして具体的なたとえば学習センターの取り組み方と放送教材との組み合わせの問題でございますとか、そういう具体的な問題についてその第一期の計画です。スタートさせていただきます。それを全国に広げていきます際の個別の問題点の解決には、そういう積み重ねが必要であらうというように、全国に広げていきます際には、段階的に取り組まさせていただきます。ということで御説明

を申し上げているわけでございます。

○和田(耕)委員 大体お考えになる点はわかりましたが、ぜひともお願いしたい点は、先ほどから申し上げるとおり、私は素直に言つて、この放送を利用した教育という問題は、これは大学に限らない非常に大事な要素だと思ひます。将来また日本の教育のいろいろな行き詰まつてゐる面を開拓することが出来る有力な一つの手段を提供することでもできると思ひます。そういうものであるだけに将来展望、まだやつてみなければならぬことでもあるし、どうしてやつたら一番いいかという段階ですから、そういう将来展望だけはしっかりと持つていただかなければならぬと思ひます。

その第一の項目は、先ほどから申し上げてゐるとおり、放送大学という場合には、国民がそれぞれの実益をこの大学によって得られるという面を無視してはいけません。やはり教養的なもの、生涯教育というものは非常に大事です。それに対するニーズも非常に強いことはよく承知しておりますけれども、しかし、大学として考えた場合に、いままでも既存の大学が与えておけるような資格をこの大学でも与えることができるように、その場合には、現存の各大学と協力する方法はどういうふうにしたら協力できるのか、共存できるのかというふうに考えることですね。いまの大学から反対があるから、あるいはいろいろ経営上の問題で打撃を与えるからこれは考えないというのじゃなくて、やはり放送大学としても、単に教養学部的なレベルでなくて、そういう文化科学系統でも資格が与えられる、あるいはまた理学あるいは医学その他の自然科学の学問の分野でも、実験その他の面について、私はこれはその気になって準備すればできることではないかと思ひます。その場合に、いままでの大学は、そういう制度と実際に学習センターのような役割をしっかりと果たしてもらうというふうなことを、そういう問題をぜひとも考えていただきたいと思います。

そうしてまた、先ほど申しましたように、いまの大学入試の問題なんかとも関係して、いまのままではつておけば、日本の若い人たちが本当にスポイルするのじゃないか、いい結果を及ぼすよりも、ですから、やはり行きたい者は全部入学できるようにこの考えを執行するのには、いまの既存の大学ではできませんね。だから、この放送大学のようない場所を使つてそういうふうなことにさすとか、そういう夢というよりは当面の大学教育が直面をしておる大事な課題を解決する方法としてこの問題をぜひとも考えてもらいたい。

そういうふうな考えがありますと、たとえば、これがいよいよ実施されるようになった後の十年間の大学運営の気構えが変わつてくるのです。あつちと遠慮したり、こつちと遠慮したりということじゃ、私は全く意味がないと思ひます。それこそいろいろなトラブルをあちこち起こして、やる人もその気がなくなる。

そういうわけですから、よつほどの決意が、文部省、これの立案者のところには必要だと思ひますね。そういうふうな問題について、将来の問題としてぜひとも考えていただきたいと思います。

私も、そういう問題があるし、それはなかなかできないかも知れぬし、そんな中途半端なものなら、これは意味がないのだというのが私どものところの一番の反対理由なんです。そういうことであるから、ぜひともその問題についてのお考えをいただきたいと思います。文部大臣に最後に御決意を承りたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 今日御質問は、本當に齒にきぬを着せない、まじめな、いろいろな御意見を承りまして、ありがたうございました。

おっしゃるとおり、私は、容易ならざる決意を持つてこの問題に対処しなければならぬ、かように思つておりますので、よろしくどうぞ御賛同、御協力のほどをひとえにお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 予定の時間より早くまりましたが、次に、栗田委員。

○栗田委員 この放送大学をめくりましては、大学の自治、学問の自由の問題を初めさまざまな問題点がございまして、同時にまた、実際に学生が受講をして単位を取つて大学を卒業していくということにかかわる具体的な困難、いろいろな問題もありません。私は、それらを含めて質問したいと思ひますけれども、まず初めに、具体的な細かい問題からいろいろ伺つていきたいと思ひます。

この放送大学の計画案などを拝見いたしましたも、そして、いままでの国会での文部省の御答弁を伺つておりましたも、文部省は、学習センターというものを、放送大学の成否の一つのかぎとして大変重要視してこられたと思ひますが、そのとおりでございますか。

○宮地政府委員 御指摘のとおり、放送大学においては、学習センターを重視するといふ考え方で御説明を申し上げてきたつもりでございます。

○栗田委員 伺いますと、テレビ、ラジオの視聴による学習が全体の三分の一ぐらいのウェイト、自宅学習が三分の一、それからスクーリングや演習、実習など学習センターで行われる学習が三分の一というわけですから、テレビ、ラジオから受ける教育と同様な重みを持つてゐるし、一層その上でもスクーリング、演習、実習なしには卒業していけないということ、非常に重要なことだと思ひます。

それで、まず伺いますが、大学の完成時には四十七都道府県に学習センターが設置されるというふうに計画はなつております。第一期計画で関東地方で実施されるときに、東京には学習センターを二つ置くということなんですけれども、大学が完成されたとき、四十七都道府県に置かれる学習センターというのは、それぞれ一つずつなのではないか。

○宮地政府委員 五十年に放送大学創設準備に關する調査研究會議というところで「放送大学の基本計画に關する報告」というものをおまとめいたしました。

だいたいわけてございますが、この報告のまとめによりますと、この放送大学が全国にわたりまして実施をされる、そういう際における学習センターの数としては、御指摘のとおり、県別の学習指導センターが四十七カ所、実習センターが八十七カ所、演習センターが百七十七カ所、ビデオセンターが八百七十七カ所というふうな計算をいたしておりますが、「放送大学の基本計画に關する報告」では、そういうふうな構想が練られております。

○栗田委員 そうしますと、複数を置く場合というのは、東京以外は考えられていないということですね。

○宮地政府委員 具体的な配置場所の問題については、地域別の学生数でございまして、あるいは交通の便でございまして、か、そういうふうなものをも具体的に考慮して考えていかなければならぬ事柄でございまして、したがって、その学生の全体の実態を見ました上で配置を考えていくというふうになるかと思ひます。

○栗田委員 そうしますと、四十七都道府県に四十七カ所というものがもつとある可能性はあるし、また、そういう方向で努力をしていけるといふことですか。

○宮地政府委員 具体的な実施段階におきましては、学生数でございまして、か、そういう実態に應じて、その点は必ずしも私どももこだわらなければならぬ、その点については、その実態に即した配置というものを考えていかなければならぬ、かように考えております。

○栗田委員 それで、第一期計画なんですけれども、その第一期計画の中では、演習センターとか実習センター、ビデオセンターなどが学習センター内に置かれるように、読みましたけれども、そのとおりでしょうか。

○宮地政府委員 第一期計画においては、そのようにお考えいただいて結構であります。

○栗田委員 そうしますと、第一期計画の場合には、学習センターが一つの県に一つあるのと同様に、演習センターとか実習センターなども一カ所

同じところにあるということになるわけですね。

○宮地政府委員 先ほど申し上げました報告の中で考えておられますのは、具体的にはそのように考えております。

○栗田委員 ところで、この核となる学習センターでございますけれども、一センターで受け入れる学生の数は、一期計画ではどんなふうになるのかということと私の方で試算いたしましたら、平均して三万人おつて六センターですから、一センターが五千人、こういうふうになるのじゃないかと思ひますが、そんなふうに考えていいのですか。

○宮地政府委員 ただいま想定いたしておりますところは、先生御指摘のとおり、各学習センターにはおおむね五千人の学生が所属するものと予定をいたしております。

○栗田委員 完成時、全国都道府県全部にネットワークが広げられたときには、一センターに対して学生数はどのくらいでしょうか。

○宮地政府委員 全国に広げられた場合の状況については、私も現在具体的に申し上げる数字をいたしましては、必ずしも十分に確信を持って申し上げる数字ではございませんが、おおよそ考え方としては、一カ所五千人程度ということで学習センターをつくることを想定いたしております。

○栗田委員 ちょっとその辺でかかしたいと思ひ、思ふのですけれども、完成時の学生数四十五万三千人というふうに考えておられるようだし、そういう御答弁が出ていたのじゃないかと思ひますけれども、どうですか。

○宮地政府委員 全体計画の完成時と申しますか、完成時では一応先生御指摘のような学生数ということで御答弁を申し上げております。

○栗田委員 そうしますと、四十七都道府県に一カ所ずつしかもしくらなくとも、一センターの平均学生数は一万人くらいになると思うのですけれども、いまの御答弁ですと、センターを倍つくらなければならぬですね。どうなっておりますか。

か。

○宮地政府委員 先ほど、第一期の計画の際には、具体的には演習センターでございますとかビデオ・センターというのは、学習センターの中に置くということで御説明を申し上げたわけでございますが、全国規模で考える際には、もちろん学習センターのほかには演習センター等を具体的に置くということも考えておるわけでございます。

○栗田委員 そうしますと、さっきの完成時五千人というのは違うわけですね。

○宮地政府委員 各県の学習センターとしては、おおむね五千人程度を規模として考えておりますが、ほかに実習センターとか演習センター等を事態に応じて置くということになるわけでございます。

いづれにいたしましても、それらは全国規模になりました際の一つの想定としてそういうことを考えておるわけでございますが、実際の実施に当たりますと、もちろん、そういう事態を十分踏まえた上で具体的な配置やその他は考えていかなければならぬ課題だ、かように考えております。

○栗田委員 何かお話を伺っていると、私、混乱してきそうな感じがしますが、どうも学習センターと実習センター、演習センターというものは、別なものであつて、私は、学習センター単位に何つていいますから、数が違つてくると思ひますけれども、それぞれ役割が違ふと思ひますけれども、いかがですか。

○宮地政府委員 いずれも以上御説明申し上げておりますのは、私も先ほど申し上げました昭和五十年に取りまとめました「放送大学の基本計画」に関する報告で述べられておりますところ、即ちまして御説明申し上げておるわけでございます。したがって、それはこれから考えていく際の一つの具体的な構想といひますか、構想としてはそういうものがまとめられておるわけでございまして、それに即して御説明をいたしておるわけでございますが、県別のセンターといたしまして

では、学習指導センター、実習センター、演習センターというふうなものを考えております。

そこで、学習指導センターの主要な仕事としましては、学生登録の受け付けでございますとか学習指導の計画と実施、試験の実施、学生相談の計画と実施というふうなことが掲げられております。ほかに実習センターでは実習科目の指導をやる、演習センターは演習科目の指導をするというふうなことで、役割としては、いま申し上げましたような役割で考えているわけでございます。

○栗田委員 その中身は、もう私もこれを読ませていただいてわかつたのですけれども、学習センター単位にどうかと伺つたわけですから、つまり学習センターと実習センター、演習センターは、それぞれ役割が違ふわけですね、ですから、学習センター単位の学生数というのは、完成時には平均一万人くらいになるということじゃありませんか。

○宮地政府委員 県別の学習指導センターとしては、先生御指摘のような数くらいになるかと思ひます。

○栗田委員 それで、まず一期計画は、学習センターの中に実習センターとか演習センターも入るわけですけれども、学習センターに見合う教職員の数をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○宮地政府委員 先ほど申しましたような学生に対する面接指導でございますとかガイダンス等の指導や教務に関する窓口事務、そういうものに当たる教職員につきましては、一応専任としては所長を含む五人の教員、それと六名の事務職員を置くというふうな考え方でございます。ほかに地元との国公立大学の教員に、それぞれ非常勤講師という形で御参加を願うということに考えております。その数としては、おおよそ三十名程度が必要ではないか、かように想定をいたしております。

○栗田委員 非常勤講師はどういう形態で勤務なさるのでしょいか。たとえば時間数などですか。

○宮地政府委員 具体的な授業科目に就いて必要となる非常勤講師を置くということでございまして、具体的にはその授業科目に応じて考えていくということになるかと思ひます。ただいまおおよそ三十人程度の非常勤講師ということで御説明いたしましたわけでございますが、積算といひますか、考え方の基礎といたしましては、一人の講師がおおむね三ないし四学級程度を担当いたしますので、一学級について毎週一回の授業を行うという程度のもので非常勤講師の想定をいたしております。

○栗田委員 一学級というのは何名くらいを考慮していらっしゃるのですか。

○宮地政府委員 一学級というのは、おおよそ三十人程度を考えております。

○栗田委員 それでは、この問題をちょっといまおきまして、第一期計画では六カ所センターを設置するということが、これはどこに置くようになっていっているのでしょうか、計画を伺いたいと思ひます。

○宮地政府委員 具体的な第一期の計画におきまして学習センターの設置場所についてのお尋ねでございますが、これはまず学園が発足しまして、学長でございますとか教員関係者がそれぞれ定まるわけでございまして、そういう方々の意向も踏まえて選定するということになるかと思ひます。具体的には各地域の学生数でございますとか交通の便でございますとか、そういうようなことが当然配慮の基礎になるというふうなことになるかと思ひますが、具体的な場所については、これからこの学園が発足後に検討されていくという課題であるかと思ひます。

○栗田委員 開校が五十八年ということですから、いまだにセンターの場所などは決まっていなくて、そういう点ではずいぶん計画が遅いのではないかと思ひます。

○栗田委員 そうですね、開東ブロック

内に送信所を一カ所つくるといふ計画になつてい
るようですけれども、これはどこでしようか。

○宮地政府委員 関東地域において、第一期の計
画では東京タワー以外に一カ所地域の送信所を設
けて、これからの対象地域の拡大のための具体的
な参考とするといふことで考えていくわけでごさ
います。

そこで、具体的な地域についてのお尋ねでござ
いますけれども、その送信所からの電波がカバー
する世帯数でございませうか送信所設置の具体的
な難易度といひますか、そういうふうないろいろ
な諸条件が配慮をしなければならぬ問題点として
ございます。

そこで、学園が設立され、放送局の免許申請を
行うまでの間に、郵政省でございませうか関係省
庁とも協議して決定をいたしたい、かように考え
ております。

○栗田委員 そうしますと、送信所なんかつくる
のには、これもかなり準備や時間が要すると思いま
すが、それもまだ決まっていないうことなん
ですね。

それでは、次に伺いますけれども、東京タワー
からの送信範囲で限界が出てくるわけですね。たと
えば関東一円といふことを言ひまして、この間
資料を見ましたら、東京タワーの送信範囲という
のは、限界が平塚、青梅、館林、土浦、木更津あ
たりが限界線だといふふう聞いております。そ
うなりますと、関東地域といつても、電波の届か
ないところが出てくるわけで、一つの県であつて
も県内だれでも受講できるといふことには条件と
してならぬのではないかと思ふのですけれども、
この県内での機会が不均衡になる問題、それ
から、電波の届かないところをどう設定し、学生
受け入れの手続などについてはどうするかといふ
具体的な問題が出てくると思ひますが、その辺は
どんなふう検討していらっしゃるのか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、東京タワ
ーからテレビの電波の到達する範囲といふのは、
先ほどお示しのような範囲が想定されるわけでご
ざいます。

具体的に学生受け入れの範囲というものをどう
考えるかといふことでございませうが、まずは放送
によつて放送が視聴されるということが一つの前
提になるかと思ひます。したがひまして、放送
が視聴できる地域に居住する者を受け入れるとい
ふことが、原則的な点で一つの学生受け入れの範
囲といふことにならうかと思ひます。学生募集の
時点までは、先ほど申しました県域の送信所と
いひますか、それをも含めまして実際に電波を発
信して、一つの具体的な電波圏の調査というもの
も行ひまして、対象地域を確定するといふことにな
らうかと思ひます。

○栗田委員 一般的に電波圏の調査とおしやい
ますけれども、実際には、受け付けて、それを受
理なさるかどうかという受講生受け付けの問題が
出てくるわけですね。何々県の何市、何町、こ
う言われても、なかなか微妙な問題があつて、同じ
町内とか同じ市内でも受信できないところなどが
出てくるわけですね。こういう問題を實際にはどう
処理していくのかといふことは、かなり受け付け
実務として問題があるのではないだらうかと思ひ
ますが、いかがですか。

○宮地政府委員 本来、この放送大学そのものが
広く国民から受け入れられて、積極的に支持され
ていくといふことが一番望ましいわけでございま
して、第一期の計画といたしましては、先ほど申
し上げましたような地域が対象になるわけでござ
います。

そこで、具体的な電波圏の調査もするといふこ
とで申し上げたわけでございませうが、それでは具
体的にAの人とBの人が受け付けの際にどうな
るかという、大變現実の問題で御指摘があつたわ
けでございませうが、私どもとしては、もちろん電
波の届く地域に居住するといふことがまずは前提
でございませうけれども、積極的に熱心にぜひ放送
大学で勉強したいといふ人たちは、大学としても
積極的に受け入れるといふ考え方で対応すべきも
のであらう、かように考えております。

○栗田委員 熱心にやりたくても、電波が届かな
ければしょうがないわけですから、幾ら熱心でも
受け入れられないという事実が出てくるものではな
いか。それでは、それをカバーするものとして、
たとえばビデオ・センターなんか置かなければ
ならないと思ひますが、第一期計画でそういう
ものは考えていらっしゃるのですか。

○宮地政府委員 先ほど申しましたように、第一
期の計画では学習センターで行うといふ考え方で
ございませうから、その学習センターで再視聴用の
ビデオ等も配置するといふ考え方でございませう。
具体的には、電波は届かないけれども、そういう
ところへ行つても、ぜひ大学の勉強をしたいとい
ふ熱心な学生がおれば、それを積極的な姿勢で
受けとめるというのが放送大学のあるべき姿では
ないか、かように考えております。

○栗田委員 関東一円といひますと、六つの県で
すね。そして学習センター六カ所と言へば、位置
が決まらないとしても、大体一県に一つぐらいだ
と思ひますけれども、その中にビデオ・センタ
ーを設置して、その熱心な人はそこへ見に行くとい
うのですけれども、これはなかなか至難のわざで
はないでしょうか。しかも、放送時間というの
は、ずいぶん朝早くからありまして、それをやる
ぐらいだったら大学へ通つてしまつた方がいゝぐ
らいだといふ、こういう実態ではありませうか。

○宮地政府委員 大變具体的な御質問でございま
して、私ども、従来できる限りの資料といひま
して調査もいたしまして、具体的な御提案を申し上
げていますわけでございませう。しかしながら、實際
に現実問題として、実施する際の問題点は、先生
の御指摘のような具体的な問題点で幾つか、いろ
いろな点でなお解決を要する問題点もあるかと存
じます。私ども、そういうような点については、
それが實際に実施されます段階で具体的にその個
別の問題について、それぞれ出てきた問題を積極
的な姿勢で解決をしていくといふような取り組み
がないと、現実にはたゞいまの段階で、大学の学習
センターの、かつ實際の受け付けの要領のところ

までしさいに御説明申し上げることは、必ずしも
私どもが十分でない点はあるかと思ひます
が、それらについては、たゞいま申し上げました
ような具体的な問題に際しまして積極的に解決を
していくといふ姿勢で対応していく必要があるう
か、かように考えております。

○栗田委員 多額の予算を投じて放送大学をつ
つてしまつてから、實際にはその視聴はしても、
なかなか受講し卒業し切れないという状態があ
ちこちに大量に出てきた場合に、これは問題にな
ると思ひます。これはやってみてその中でとお
しやうておりますけれども、いまの計画の中でそ
ういふ受講し、単位を取り、卒業できる、いわ
ゆる正規の大学と位置づけられている以上は、そ
ういふ条件を保障するといふ最低の線は、やはり計
画の裏づけとしてありませうと、たくさん予算
を投じて、いざ開校してみたらうまくいきませ
んでしたといふわけにはいかないのではないかと
思ひます。私は何ていふわけでもない、いろいろ細かく見
ていきますと、この放送大学といふのは、ずいぶ
んむずかしいな、實際卒業するのには一体何人が卒
業できるのだらうかといふ気持ちがだんだんわ
いてくるわけですね。

それでは、もう一つ伺ひますが、教育の機会均
等という問題ですけれども、正規の大学でござ
いますから、当然教育も機会均等でなければなら
せん。とりあえず一期計画が関東一円といふこと
で、二期、三期とこれから全国に広がっていく
といふことで、その他の地域はそういう考えで次の
機会を待つとしまして、一つの県の中で受けら
れる人と受けられない人が出てくる、こういう状
態を、教育の機会均等の問題から考えて一体どう
お考えになりますか。

○宮地政府委員 御指摘のとおり、教育の機会均
等といふのは、私ども、教育を進めていく際に考
えるべき一番基本的な原則と、かように承知をい
たしております。
具体的に第一期の計画の視聴できる範囲といふ
ものが、これは電波という一つの技術的な制約も

ございまして、電波の届く範囲というものが限定されるという事は、放送大学というたてまえをとる以上、放送が聞かれないところというものは困るという事は御指摘のとおりでございます。

ただ、実際に積極的にこの放送大学に入りまして勉強したいという者を受け入れるに当たっては、もちろんこれは積極的な姿勢で対応しなければならぬということでございます。私ももとしましては、そういう電波が届かなくてもぜひ入学したい、そのための手だてとしては、いろいろ具体的に、学習センターへ行つて視聴するというような熱心な方々があれば、それに積極的な姿勢で対応すべきは当然であらうかと思ひます。できれば放送大学が、そういうような熱心な方々に支えられていくということ、私も希望しているわけでございまして、そういう方々でございすれば、卒業のためのいろいろな困難といふことが、そういうようなものも十分克服して、この放送大学が着実に定着していく、かようなことを私もしては心がけて対応したい、かように考えております。

○栗田委員 完成までに予算が一億というお話でございましたが、そうしますと、いろいろな細かい問題に対応して、ビデオ・センターをつくったり、それから、その他のセンターをあちこちにふやしたり、それから、いろいろなことをやっていくということになりますと、予算的にもこれからまだ後から後からふえていくという可能性がございます。いかがですか。

○宮地政府委員 全体計画についての経費は、おおよそ一億程度ということで私も現在見込んであるわけでございます。一応その試算といたしましては、施設整備の経費を中心としたものでございまして、もちろんその施設設備で現在試算しておりますもので言えば、全国規模をカバーし得るということで試算をいたしております。

〔委員長退席、中村(善)委員長代理着席〕
現実問題といたしまして、実際に第一期の計画を

実現しまして、その第一期の計画の実施の段階でいろいろまた問題点が出てまいりました際に、それを全国に広めていく際に、全体計画の広げ方につきましましては、第一期の計画を実施した上で、その経験を生かして、実際の面でもいろいろと修正を要する面も具体的には出てくることもあらうかと思ひますけれども、私も、現在の構想といひますか計画では、ただいま申し上げたような数字でカバーできる、かように考えております。

○栗田委員 そうしますと、ビデオ・センターを、どの設置するとか、学習センターを、一県に一つでなく、もっとたくさんつくって募集に応じられるようにしていくとか、それから、実習センター、演習センターなども、予定よりも数をふやす必要があるということになった場合に、熱心な受講者にこたえてそうしていくということになった場合には、それをなさるわけですから、さつきなさいというお話だったのですけれども、それが一億でカバーできるといふことなんですか。

私、この計画を見ましたら、一応計画としてはいろいろな設備なども決まった数があるわけで、これをカバーしていくというふうに思ひますけれども、そのときには、やはり要請に応じてそれをなさるといふことなんですか。

○宮地政府委員 先ほどから先生もごらんいただいております、その報告の中に掲げられております数字の学習センターを整備するために必要な経費でおよそ一億という金額が想定されているわけでございます。御指摘の点は、第一期の計画をやつてみて、学習センターというものが非常に重要で、かつ実際に現在のこの想定しております基本計画よりも、よりきめ細かに学習センターなり実習センターというものを置いていかなければならぬというふうな事態が出てまいりますかどうか、これは私も実施をいたしまして、その実施の反省に立ちまして、大学教育全体のために必要であるということであれば、その時点で検討を要する課題だ、かように考えております。

○栗田委員 放送大学にだけは何と豊かな財源と余裕があるものかと私は思ひます。四十五人学級さへ四十人になかなかできない財政危機とか教科書さえ有償にしなければならぬとか、そう言われているときに、放送大学は一億を上回つていっても、必要があればやつていくなどということになつてきますと、そのために税金をどうとつぎ込んで、ほかのものが削られるのだから、それとも逆に放送大学が設立されて、実際には受講できない状態だということがわかつて、そのまま放送大学が進行していくのだから、どちらにしても、これは大変だなど、私は、細かくしさに検討すればするほど考えているわけです。そんなに放送大学にだけは予算が十分つけられるという実情があるのですか。

○宮地政府委員 御案内のとおり、財政全体は大変厳しい状態にあるということが言われております。しかしながら、私も文教政策全体を進めていく際には、文教政策全体のバランスということももちろん十分念頭に置いて考えていく必要があることは当然のことでございます。しかしながら、この放送大学の構想そのものにつきましましては、いま御案内のとおり、すでに十年余検討して御審議をお願いしているというものでございまして、これを全国の規模にまで広めるとすれば、想定されておる計画では千億程度を要するということは、御提案されているとおりでございます。

具体的には比較という点ではいささかどうかと思ひますけれども、筑波大学につきましまして国費としては約千五百億ぐらいが投じられていくわけでございまして、また、入学定員百名の医科大学をつくるためには、国費として二百五十億ぐらいの金額が投じられておる。それをすてに私もとしては無医大解消ということと十六の医科大学をつくるということも、これは文教の関係者の皆様方の御理解をいただいて、従来そういうぐあいに文教施策の充実という面では着実に前進をさせてきた、私も過去にそういう実績も持っているわけでございます。

したがしまして、これから大変苦しい時期に差し向かうわけでございまして、私も、私もとしましては、そういう全体のバランスも考えながら、もちろん、これらの充実ということのバランスを考えた上で、この放送大学の実施についても前進をさせていくというふうな考え方で臨んでおります。

○栗田委員 筑波大学などはぜひぶん反対もあり、学問の自由、大学の自治で問題のある大学構想だったわけですが、新構想大学についてのようなものならば、政府が進めたいと思ひものならば、幾ら財政危機でも予算は出るといふけれども、国民全部が一致している四十人学級の実現だとか、それから、教科書の無償だとか、そういう問題では、政府がこれとは思わなければならぬかお金がつかない、こういうことなのだろうか、私は、そういう中身についても大変疑問を感じております。それを申し上げておいて次に移ります。

開設予定授業科目の中で実習が必要とされている科目はどれでしょうか。

○宮地政府委員 具体的な放送大学の開設授業科目でございまして、その履修方法も含めまして、学園設立後に具体的には学長と教務関係者によつて決定されることになるわけでございまして、けれども、この「放送大学について」という資料でございまして、自然系の基礎科目等に実習、実験を要する科目が設けられておるといふぐあいに伺つております。最終的な教育課程においても、ある程度は数の実験、実習科目というものは開設されるのではないかと、いふぐあいに考えております。

○栗田委員 実習とか演習が必要なのは、一センター当たり何%ぐらいになるのでしょうか。何人ぐらいになるとお考えでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど申し上げましたように、具体的な科目の開設というものは、実際にこの学園が設立された後において決まる事柄でございします。ただいまは、従来の放送大学についての調

査、そういうものを踏まえまして、そこで一応開設予定とされております重要科目について、それを前提としてそういうこともあるのではないかと、いうことで御説明を申したわけでございまして、具体的な数がどのくらいになるかということについては、ただいま明確に御説明を申し上げる資料を持ち合わせておりません。

〔中村(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○栗田委員 大きく分けて講座は三つくらいに分かれて、その中にまた細かくあるわけですね。この計画を見ますと、スクーリングが一学期三回、それから、実習が一回、演習が学期三回という回数になっておりますね。

それで、さっき伺いましたが、一期計画では一センターに五千人くらいの規模をお考えになっていて、その中に実習センター、演習センター全部一センターに含めるといふふうにおっしゃっておりますが、さっきお答えのあった職員の数で教育が五人、非常勤講師三十人、この三十人の非常勤講師が一学期を一回に一回ですか、そうしますと、非常勤講師でこなせる人数は九百人ということですか、そういうことになるわけですか、けれども、一体五千人の学生をこれだけの人数で週一回の実習、全部が実習を受けるわけではありませんが、週一回の実習、それから演習、スクーリングなどをこなしていけるのだろうか、その点で私、大変疑問に思っておりますが、その辺はどういうふうに計画を組んでいらっしゃるのでしょうか。

特にいま伺いましたら、演習や実習を受ける学生数の概算も大体出していらっしゃるようです。それから、そういう科目にもし学生が集中した場合に一体どうしていくのだろうか、そういう点も疑問に思いますし、そうでなくても五千人をこなすということが果たしてできるのかどうかということについてどうお考えになっていらっしゃるのか。

○宮地政府委員 具体的な面接授業の実施のやり方、具体的な数字の根拠といたしますか、それについての説明をという御質問かと思いますが、私ども

もいたしましては、先ほど申しましたように、一センターに所属する学生としては約五千人というところで想定をしておるわけでございますが、五千人の内訳といたしましては、全科履修生が約三分の二、科目専科履修生が約三分の一というようなどこで約五千人というところを積算いたしております。そして全科履修生につきましては、毎週二時間程度の面接授業を受けることになる想定をいたしておりますが、科目専科履修生が、これらの面接授業に組み込まれた授業科目を履修する度合いは、おおよそ三分の一程度というふうなことで積算をしております。

以上のような積算から、毎学期の面接授業の受講者は、全体では三千九百人くらいになるかと考えております。

そこで、面接授業の所要受講時間数が毎週二時間というところでございまして、面接授業の開設に当たっては、一コマ二時間というところで時間割りを決めまして、具体的には先ほど申しましたように、学生の数をおおよそ三十人程度として学級編制を行うというところで約百三十学級編制されるというふうな考え方で積算をいたしておるわけでございまして、毎週百三十学級について一回二時間の面接授業を行うということになりますと、具体的な時間帯の編成等も、それぞれ月曜日から日曜日までかけて全体では十九コマで、一つの時間帯では大体七教室で面接授業が実施されるというふうなことで具体的な積算をいたしております。

○栗田委員 この時間帯ですけれども、これは学生の選択に任せるわけですね。

○宮地政府委員 具体的には学生の受講しやすいような形を取り入れるという考え方を基礎にいたすわけでございます。

○栗田委員 そうしますと、いまおっしゃったように、うまくいかないのじゃないかと思うのです。結局、平均して学生が毎日来るかという問題があるわけですね。たとえば学習センターを開いていらっしゃる時間は日曜日が九時から二十一時まで、平日が十三時から二十一時までですか。こ

れでよろしいですか。

○宮地政府委員 いまのところ想定いたしておりますのは、日曜日は十時四十分からでございます。火曜日から土曜日まで午後一時から二十時二十分まで開設するというところで想定をいたしております。

○栗田委員 この時間なんですけれども、主婦それから勤労者がかなり多いと思いますね。そうしますと、どうしても日曜日とか土曜日に集中するのではないだろうか。主婦の場合にはむしろ土、日を外してウィークデーの午後になるとは思いますが、勤労者が多ければ多いほど集中するということも考えられると思うのです。ですから、いまおっしゃったように、毎日七教室ずつ開設してというふうにするか、あるいは私に思いますが、職員数をもっとふやさないと、いわゆる需要に応じて学級を開いていくことができないのではないだろうか。この点はどうか考えていらっしゃるんですか。

○宮地政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますのは、全体計画としてどういう姿が想定されるかというところを前提にいたしまして、具体的な面接授業のこまの決め方について一応一つの想定をする、たとえば火曜日から土曜までは午後一時からの時間と夕刻の時間に開設をする、日曜日は十時から夕方までを開設の時間にするというような想定をいたしておるわけでございます。

しかしながら、先生も御指摘のように、実際の地域の実情に際しまして、具体的に地域の受講学生がどういふ層が多いかというふうな実際の受講生の層によりまして、その点は地域によって異なってくることは当然でございます。もちろん、全体の受講生の便になるように学習センターの面接授業の具体的なこまの決め方につきましても、そういう実態を踏まえて組み立てられていくことになるわけでございまして、私がかたがいま御説明しましたようなことで画一的にいくというぐあいにはもちろん考えておりません。それらはもちろん実態に即して考えていくべきものと考えております。

ます。

○栗田委員 一九七九年四月号の「立法と調査」の中に「放送大学の創設」という論文が出ております。これを見ますと、日本でいま計画している放送大学は、いまお話のあったような計画に沿っていきますと、完成時に四十五万三千人の学生に対して教員数が三千三百六十三人、一教員当たりの学生数百三十五人という数が出ております。これに対してイギリスのオープンユニバーシティでは、一教員当たり十一人という計算がされているんですね。ですから、イギリスと日本のいまの計画とを比べますと、日本の放送大学の面接授業やまた実習、実験などを含めればなおですけれども、大変なマスプロ教育になるのではないかとおっしゃいます。正規の大学として位置づけるとおっしゃいますけれども、こういうマスプロ教育になつていき、しかも、まだ細かい計画はないようですが、実際に仕事を持った人たちが、面接授業を受けたら、実習、演習などをしていくということになりますと、相当な手だてを講じない限りは、本当に十分にそのような授業は受けられないし、通い切れないという実態が出てくると私は思っております。

放送大学を大学として質を落とさないための手だてということでは、もっとよほど研究なさる必要があるのではないだろうか。一体これでやれるのだろうかともたしても思うわけでございますが、その辺いかがでございますか。

○宮地政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、具体的な計画といたしましては、五十年にまためられた基本計画というふうなものを受けて私ども構想を練ってきておるわけでございまして。もちろん、こういう基本計画を練るに当たりまして、諸外国の状況等も十分調査をするというところで対応してきております。

なお、私ども十分練りました上で御提案申し上げておるわけでございますが、実際に従来からも申し上げておられますように、これはまさに新しい大学をこれからつくっていくわけでございます。

したがって、実際問題として学習センターのあり方その他について、実際に第一期の計画をやってみた上でどういう問題点がさらに出てくるのか、それらも十分受けとめ、踏まえまして、その上で全体計画を広げていくことが必要ではないかと考えております。それらの点を十分踏まえながら、段階的に広げていきたい、従来御説明申し上げている点も、そういうところにあるわけでございます。

○栗田委員 それでは、いま立てていらっしゃる計画でも、イギリス十一人対日本の放送大学は百三十五人という状態はよくないと思いますが、この辺は手直しをしていらっしゃるおつもりなんですか。

○宮地政府委員 先生御指摘の比較がどういう基礎になっているのか、ちょっとつまびらかにいたしませんので、私としては、そういう数字であるから、いまの計画を直すべきではないかという御提案については、十分慎重に検討してみなければ、比較として適切であるかどうかについての答えを何ともすることができません。

○栗田委員 いまの数字といえますのは、みなそちらで出していらっしゃる計画に沿って計算されているようでございます。学生の数が完成時四十五万三千人、これはよろしいですね、計画は。そして、さっきの所長を含めて五人その他という職員の数合計したものが、全国で三千三百六十三人という計算になっている。これを基礎にして学生数と教員数の割合を出したものです。ですから、これはいま出されている計画に沿って計算されていると思いますけれども、そういう数字になりますでしょうか。

○宮地政府委員 オープンユニバーシティとの対比において、オープンユニバーシティが十一人に対してこちらが百三十五人ではないかという数字の対比でございましたので、それについては私どもとしては数字を持っておりませんので、お答え申し上げられないというぐあいに申し上げたわけでございます。

ただいま構想しておりますものとして、全体の学生数が四十五万三千人であり、それぞれ各県の学習センターに置かれます教官の数が想定として、先ほど申し上げたような数字、それで割り算をすればそういうことになるかと思っております。しかしながら、実際に学生に接しますのは、ほかに、先ほど申しましたように、具体的には非常勤講師というようなことで面接授業を実施するという点がございます。恐らく先生の御指摘にはその点が入っていないのではないかと考えておりますけれども、それらの点をしきりに比較してみないと、直ちにオープンユニバーシティとの対比ということとは困難ではなからうかと思っております。

もちろん、先ほど御質問もございましたように、大学教育というもので、スクーリングの際に少人数教育も必要であるということは、私も、その重要性は十分認識しているわけでございまして、そういう考え方を踏まえながら、これからの放送大学の実際の実施については、具体的な面接授業のあり方等についても、これから置かれます教学の責任者がそういう御議論も踏まえまして、私どもとしては望ましい姿で面接授業を考えていくことにならうかと思っております。

○栗田委員 それでは、次に移りますけれども、テレビ朝日が実験放送をして、そのアンケートがまとまっていると思っております。さっき、今度の放送大学を受講する学生は熱心な、勉強する意欲に燃えた人たちであるから、それに十分こたえていきたいとおっしゃっておりますけれども、このテレビ朝日のアンケートを見ますと、実験的に受講生を募集していらっしゃるわけですが、幾つかの条件のある方を募集しておられますね。これはどういう条件の受講生を募集していらっしゃるわけですか。

○宮地政府委員 受講生といたしましては、十八歳以上であればだれでも応募できるという形で募集いたしております。

○栗田委員 テレビ朝日の実験的にやったもので

は、それだけでなく、条件をつけているのじやありませんか。こちらから申し上げましょうか、二ページにありますね。

○宮地政府委員 受講生の募集といたしましては、十八歳以上ということと申し上げましたが、ほかに、十五週間にわたって放送で講義を視聴し続けられる人、放送期間中に二回行われる学習指導を受けられる人、放送終了後のアンケート調査に協力できる人というような条件のもとで受講生を募集いたしております。

○栗田委員 ですから、これはある程度視聴し続けられるし、やる気もある、そして学習指導も放送期間中二回受けられる条件であるということに応募している人たちがあつて、そういう意味では本人たちも張り切っているでしょうし、かなり自分たちの条件についても考えて応募している人たちだと思っております。

ところで、この方たちがスクーリングを受けた結果どうだったかということが出ておりますね。面接指導の効果というのは非常にあるようで、講師に対する親近感が生まれたとか、新しい知識を得ることができたとか、いままでは質問できなかったことが質問できて学習意欲が高まったとか、必要性を非常に感じるという答えがずっと並んでおりますから、これが重要だという位置づけはまさにそのとおりだと思っております。ところが、この面接指導に二回とも受講したという人は一体何%ですか、結果的にどうでしょうか。

○宮地政府委員 お尋ねの面接指導を放送期間中二回実施をしておりますが、二回とも受講したと答えた者が約三〇%、一回受講した者と答えますと、約六〇%の者が面接指導を受講したと答えております。

○栗田委員 これは二回受講できるということと前提に置いて募集をし、受けているわけですね。ところが実際には、これは二回しないか本当は卒業できないわけですが、二回できた人は三〇%しかいなかった。かなり条件をしぼって応募させているのだけれども、結果としてこうなっているわけですね。

私には、面接指導を受けるということ、なかなか大変なことだと思います。

それで、なぜ面接指導が受けられなかったかというその理由としては、八十一%の者が当日時間がとれなかったからと答えているわけですね。結局、勤労者などが、主婦などもそうですけれども、この放送大学に入學をして、そして何年間か単位を取り続けて百二十四単位を全部取って、そして卒業していく、そのためには幾度も面接指導を受けなければならないといういろいろな条件が出てくると思っております。実に至難のわざではないだろうか。大学を卒業した人は表彰しなければならぬくらい大変な努力を要する計画がこの放送大学ではないかと私、思うのです。

特にさっきお話があつたように、たとえば一期計画ですと、学習センターの中に実習センターから演習センターまで全部入れて、それが関東一円で六カ所、約一つの県に一つだろうと思っておりますが、そういう状態になるわけですね。通い続けられるでしょうか、その辺はどうお考えになりますか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、面接指導を受けられなかった理由としては、八十一%の者が当日時間がとれなかったからと答えているという点は御指摘のとおりでございます。

ただ、ここでこの点だけはちょっと申し上げておきたいわけでございますが、この面接指導は実は日曜日に限定されていたという点が一つございまして。放送大学の場合には、先ほど御説明をいたしておりますように、極力スクーリングを受けやすいように、火曜日から土曜日までウィークデーのすべてにおいて面接授業を時間帯に応じて設けるというような仕組みで構想をいたしております。したがって、確かに面接授業を受けることについては、そうでなくてもいろいろ困難があるというところは言えるかと思っておりますけれども、八十一%が受けると言っておつて受けられなかったのは、時間がとれなかったという点については、そういう事情もあるということだけ御説明を

させていただきます。

○栗田委員 困難だということは認めになっていってしやるようだけれども、これは実験放送で面接は日曜日だけだったということですが、では今度の放送大学の計画でどうかといいますが、平日午後一時から二時二十分までとなつておりますけれども、勤労者の場合、職場が終わるのがまあ五時ごろと考えるのが普通だと思いが、それから県内にたつた一カ所しかない実習センターなり演習センターなり、これは学習センターの中にしかないのですから、そこに行つて、そして実習は二時間半でしたら、たしか一回二時間半ですね……

○宮地政府委員 一時間半です。
○栗田委員 実習は一時間半、スクーリングが二時間半ですか。
○宮地政府委員 一こま二時間でございますから、時間として一時間半です。

○栗田委員 そうしますと、実習ですと週一回一時間半、それから一こま二時間というスクーリングなどがあるわけですから、終わりが二十時二十分だとしても七時には着いてなければなりませんね。七時には着いてないと、これは受けられないのです。

それで、県下に一つしかないところに、働いている人が週一回ずつ実習だつたら通つて、この時間帯で受けている。まあ日曜日になるかもしれないけれども、こういうことをみんなやらなければならぬわけですね。これは相当大変です。さつき鶴崎委員もおっしゃつておりましたけれども、有給教育休暇制度というのがもしなければ、とてもこれは設備だけ置いてもだめだし、また、いまのように一週計画で県に一カ所くらいしかないのだつたらとてもできないだろう。県に一カ所というのは大体無理だと思ひます。そう思うのですけれども、その有給教育休暇制度について労働省とすてお話になったことはありますか。

○宮地政府委員 まず初めに、スクーリングがなかなか現実問題としてむずかしいのではないかと

いう御指摘でございまして、その点は私も、スクーリングは非常に大事な要素でございましてけれども、実際にそれを継続してやっていくという点については、非常に努力を要する点があるかと思ひます。

勤労者の場合で言いますと、たとえば土曜日の午後でございまして、あるいは日曜日というものが中心になるでございまして、まあ人によりましては、ウィークデーで勤めを終わった後七時過ぎくらいからのところであるということも出てまいりまして、その辺は、それぞれ各人の意欲なり具体的な時間の組み合わせというものは個人でそれぞれ異なつてくるということが言えるかと思ひます。その際に私もとしては、極力受講しやすいような形でそれを開設していくというところ、学習センターの実際の授業に当たつては、そういうことが非常に大事な要素であるというところは、先ほど来御説明申し上げている点でございまして。

それから、教育有給休暇制度の問題についてでございまして、これは文部省といたしましては、もちろんそういうものが積極的に取り入れられまして、働く人たちが積極的に教育の機会に恵まれることになる一つの重要な手だてだということでは、私も十分認識しております。それが広まるということについては、大いに歓迎すべき事柄であると思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、関係省庁、労働省を初めといたしまして関係省庁とかかわる問題がございまして、文部省限りでそのことが取り仕切れるものでもないという点は、先ほど御説明申し上げたとおりでございまして。

○栗田委員 お話になったことありますか。
○宮地政府委員 従来その問題についても話し合つたことはございまして。
○栗田委員 それでは、そのお話の中身をちょっと、どこまで進展しているかを伺わせてください。文部省と労働省から伺いたいと思ひます。まず文部省から伺ひます。

○宮地政府委員 直接その窓口といたしましては、私も大学局が対応しているわけではございませんので、具体的なことについてはつまびらかにいたしておりません。

○栗田委員 では、つまびらかにしていらつしやる方にちよつと文部省からお答えいただきたい。私は、これは何うということと通告してありますので、お答えいただきたいと思ひます。

○金平説明員 婦人少年局関係でやつておりますけれども、ILO関係のそういう一般的な教育休暇制度の条約、そういうようなものとの関係では労働省と文部省とはいろいろお打ち合わせをしたということがございまして、具体的な法案とかなんとかということでは、もちろん、この放送大学学園法案の提出に当たつての御相談はありますけれども、休暇そのものについては余り詰めたことまではやつてないかと思ひますが、ただ現在、すでに勤労青少年福祉法あたりでは、その事業主に対する時間の配慮という規定がございまして、それで従来から十年前から事業主に対するいろいろな普及徹底はやつてきておる、おまけにその実態を一回把握しようということ、ちよつとこの十月一日現在で、いま全国的に行政府管理庁の承認も得まして、スクーリングとか定時制高校の時間の配慮とか、そういう面についていま調査をやつていゝ最中でございまして。

それからもう一つ、有給教育訓練休暇奨励金制度というのが、すでに昭和五十年からございまして、その普及ということをやつておりますし、その内容の充実ということについても、いま検討しておるという状況でございまして。

○栗田委員 調査をしていらつしやるということなんですけれども、さつき放送大学の問題に沿つてもお話になつた文部省はおつしやつて、労働省は一般的だといふふうにおつしやつて、そのお答えが食い違つていゝのですけれども、どうなんでしょうか。

○宮地政府委員 私、先ほど御答弁申し上げましたのは、教育有給休暇制度というものについての

お話し合いということはいたしておるわけですが、具体的なこの放送大学のスクーリングのためにそれがぜひとも必要であるということについての御相談はまだいたしてないというところでございまして。

○栗田委員 それは大変残念な話ですね。それで、労働省にもちよつと伺ひますけれども、いま調査していらつしやるということですが、これも、これは制度をいづれつくつていくという方向で調査していらつしやるのですか、それから、その調査の内容の進展がよいはどのくらいですか。

○金平説明員 先ほど申し上げましたように、行政府管理庁の承認統計ということ、いま抽出調査をやつていゝわけではございまして。これは現在すでに事業主がどのくらい通信教育のたとえばスクーリングに時間の配慮をしていゝかとかいゝような実態の把握ということ、先ほど申し上げましたように、福祉法あたりで規定しております事業主に関して、事業主がどの程度いま現在配慮してくれていゝかということについて把握し、その結果を見てより強力な指導をやつてまいりたいというねらいからでございまして。

○栗田委員 いま伺つたのですが、強力な指導とおつしやるけれども、これは単にその事業主が配慮をするということではなくて、国の有給教育休暇制度としてつくる、だから、単に事業主の配慮でどうこうするということではなくて、そういう方向でということ、かねがね要望が出ていて、前に藤波労働大臣が検討を約束していらつしやるのです。ですから、そういう方向での御調査ですか。

○金平説明員 もちろん、いますぐということではございまして、現在の実態的な普及状況、特に就業規則とか労働協約とかそういうようなものに基づく事業所内の制度的なものがどうなつていゝかというものの調査でございまして、さらに、それが不十分ならば徹底するような形でいろいろ手段を講ずるといゝための調査でございま

す。

○栗田委員 どうも余り釈然といたしません、五十八年開校のつもりで文部省はいらっしゃるわけですが、さつきから最善の努力をしようと申しやるのですが、一体、その辺がどうなのだろうか。こうして私などが書かれていた計画を細かくずっと見ていくだけでも、いろいろな問題が出てくるわけですね、本当にやれるように文部省が手を打っていらっしゃるのかどうかということ、私、ずいぶん危機の念を持って見るわけでございます。

それでも一つ、さっきの実験放送のアンケートの中で、一週間に受講可能な科目の数は幾つかという問いに対して、一番多く答えていたのは何科目だったでしょうか。——探していってしまふようです。上の方に二科目と答えている方が一番多いですね。一週間に二科目がテレビの一番視聴可能な科目数である。それから、ついで一科目と三科目の順になっている、こうなっておりますね。だから、かなり意欲のある方たちでも二科目が一番多い、こういうわけですね。

○宮地政府委員 この調査ではそのような数字が上がっております。

○栗田委員 そうしますと、大学を卒業するのに百二十四単位。一科目が三単位のもの、二単位のもの、とございますけれども、これをいろいろまぜ合わせて取るわけですけれども、大体この視聴可能な二科目をきちんと毎週取っていきまして、卒業までに何年間かかりますか。

○宮地政府委員 具体的な視聴時間についてのお尋ねでございますが、一科目につき一回四十五分の番組を毎週二回、十五週にわたって延べ三十回、時間数にして二十二・五時間視聴し、あわせて同時間程度教科書による学習を行うことによりまして四単位を取得するものと構成をいたしておるわけでございます。四年間で卒業するとした場合には、毎学期放送の視聴と教科書の学習によりまして八ないし十単位の取得が必要でございます。毎

週四十五分番組を四ないし五回視聴する必要があるということになり、毎日いたしますれば四十分番組を一回程度視聴するというのが、私どもが積算をしております、四年で卒業のための必要な視聴回数ということでございます。

○栗田委員 私の質問にお答えになっていらつしやらないのですが、この実験放送で視聴可能な科目は一週間に二科目と答えた人が一番多いわけですね。そうしますと、その一科目三単位のものと、それから実習——四単位とさつきおっしゃいましたね、三単位と二単位ではありませんか。視聴科目が三単位、実習科目、演習科目が二単位です。これをみますと、計画はそうなっております。ですから、何か文部省より私の方が詳しいというのも困るのですけれども、三単位と二単位なんです。そう書いてあります。

ですから、たとえば視聴科目だけを取りましても、単位の視聴科目だけをずっと受講したとしても、一週間視聴可能な二科目といいますが、一学期六単位ですね。これは実際には演習科目とか実習科目なんかですと、もっと減ります。二単位ですから減るのですが、一番有利に考えて視聴科目だけ取っても、一週間二回で一学期六単位、一年間で十八単位。これで百二十四を割ってくださいます。七年かかりますか。だから、視聴可能な受講状態で受講をきちんと続けて、しかも、それ以外に、非常な困難な中で遠くまで行って仕事の合間に面接授業を受けて、これをきっちりやりこなして、それを七年間やらないと卒業できないという計算ですけれども、この視聴可能なアンケートの答えで計算してまいりますと、そうでありません。

○宮地政府委員 先生のお話と私の御説明とちよつとずれがございましたのは、具体的に基本計画を第一期の計画として実際に実施するとすればという際に、具体的な計算の基礎が大学の関係者とも御相談をしまして若干ずれが出ましたので、ちよつと説明が食い違った点があるかと思ひます。

なお、お話のテレビ大学講座のアンケートの結果で、一週間で視聴できる数としては二科目が一番多いのは、結果として出ているわけでございますが、ただ、この二科目だけでそれで終われば大学卒業は先生御指摘のような年数もかかるではないかということでございますが、私どもとしては、確かにこのアンケートではそういう数字が出ておりますから、それも貴重な資料として参考にしなければならぬ事柄ではございます。しかしながら、全体的に正規の大学として四年間で卒業するに際して相当努力を要する点は、スクーリングを含めましていずれももちろんあるわけでございますけれども、四年間で実際に卒業する可能性はもちろんだいぶんありますし、そういうことで四年で卒業していただく者が多く来ていただくということが必要なのでございます。

○栗田委員 一学期に十単位ぐらい取らなければならぬ、毎日毎日テレビをきちんと見なければならぬ、それから、実習と演習とスクーリングもやらなければならぬということ、これは大変だと言っているわけですね。それは四年で卒業できればめでたしめでたしということになりますけれども、この実験放送に応募された方というものは、最初にそちらからおっしゃったように、意欲もあり、かなり条件があると自分で思っている方が応募しているわけですね。それにもかかわらず、視聴可能な科目数は二科目という方が一番多かったし、スクーリングを受けてみたら二回とも出られた方は三〇%だった。実験でそういう結果が出てくるのです。

こうなりますと、大学完成時は四十五万三千人という学生数を想定していらつしやるわけですね。けれども、この人たちが一体何%卒業できるのだろうか、大変心配になるわけですね。特別な条件、学習センターに特別近いというような地理的な条件とか職場の特別な条件とか、そういうものがそろっていないと、どうも大学の単位は完全に取って卒業できないのではないだろうか。しかも、私がいまずっと申し上げていたように、それだった

ら、教員の数などから見て、一体正規の大学としての十分な水準の教育が受けられるのだろうか、マスプロ教育にならないのだろうかとか、あらゆる問題が出てくるわけですね、そういう点では学生の条件からいっても、この計画が実施されていく中で正規の大学としての本当の身を持てるのかどうかということ、危機を感じているわけでございます。

時間がずいぶんなくなってきました。いま、あと本当にちよつとしか残っていないのですが、それでは、学生にかかわる問題でちよつと伺います。

放送大学の学生は、広く国民に大学教育の機会を提供するということで、十八歳以上、できれば高校卒程度の資格を持っている人という非常に緩やかな条件でございます。この中で障害者の教育保障をどうするかということが出てまいりました。特に車いすの方などで通るのが大変だといった方は、こういう大学に期待を持っていられつやうと思ひますけれども、障害者の入学は認めますか。

○宮地政府委員 障害者のお尋ねがございましたが、初めに先ほどの数字のところ、一点だけ私どもの方からちよつと御説明させていただきます。

このテレビ朝日のやつております放送時間が、ただいまのところは実験放送でございます。朝六時十五分から七時までのきわめて限られた時間帯だけの視聴である、したがって、そういうことを前提にした上での一週間二科目が視聴可能な科目として一番多いアンケートになっている、前提としてきわめて限られた視聴時間であるということがございまして、それを直ちに放送大学の場合に引き直して御議論をされても、放送大学の場合には、むしろ先ほど申し上げましたような視聴時間としては、再放送を含ましてきわめて視聴しやすいような仕組みで、一日十八時間放送するといふたてまえのものでございまして、その点は直ちに比較の対象にはならないということだ

け申し上げさせていただきたいと思ひます。

それから、障害者を受け入れるのかどうかという考え方でございますが、この放送大学は、もちろん国民各層に広く教育機会を提供するというようなことが本来のねらいでございます。したがって、障害者につきましても、その学習については具体的に放送方法や学習センターの施設等に適切な配慮がされることは望ましいことと考えるわけでございます。ただ、具体的な問題につきましましては、今後、放送大学において具体的に検討されるべき課題、かように考えております。

○栗田委員 そうしますと、入学を認めるかどうかということについての結論を出していないということですね。認めるかどうかということは大学が決定するとしても、入学をさせていくという方向でもし考えていくならば、それにふさわしい施設とか器材とかそういうものが必要になってくるわけであつて、大学の準備をしていってほしい。文部省としても、そこは考えに置いて準備しているがなければならぬ内容だと思つて伺つていくわけですか。

○宮地政府委員 先ほど申し上げましたように、広く国民に教育の機会を提供するというのが本来のねらいでございますから、先ほど御答弁いたしましたような趣旨で対応するわけでございます。具体的には放送大学において検討される課題と考えますが、実際の実施に当たりまして、たとえば第一期の当初においてそのための施設、設備、ございましてかそういうものがどこまで整うかどうか、また、放送による視聴によりまして実際に授業を受けられることが可能な方々でなければなりませんので、具体的にたとえば教材については点字教材を用意することがございまして、テレビでの視聴についてそれがどうなるかと、そういう具体的な問題はいろいろ検討しなければならぬ課題であるかと思ひます。

○栗田委員 来年は国際障害者年ですし、学問の自由、大学の自治ということは、教育内容についてはありますけれども、障害者を受け入れるかど

うかというようなことは、受け入れられればなお結構ですから、そういう点では文部省としても十分お考えになつていいし、努力をなさらないければいけないと思ひます。

それで、主婦が学生となる場合の対策ですけれども、主婦の受講希望者もずいぶん多いようですし、それから、実験放送でも主婦の応募者は多かつたのですけれども、主婦についてはどんな配慮をしていらいしやいますか。

○宮地政府委員 主婦層につきましても、この放送大学に積極的に入つていただきまして、勉強したいという方々はもちろん積極的に受け入れるということが、この放送大学のねらいの一つでもございまして、当然、それらに対する配慮はなさるべきものと思ひます。たとえば先ほど申しましたような学習センターで面接授業をやる際の時間帯の設定等につきましまして、なるだけ家庭の婦人が受講しやすいような形の時間帯の設定を積極的に考えていくというようにも、その具体的な一つの方途であるかと思ひます。

○栗田委員 残念ながら女性に社会的にまだ平等な状態に完全になつてませんから、特例はあるかもしれませんが、奥さんが放送大学を受講するからといって、だんなさんが子守をしてあげましようと言ふとは限らない、そういう実態はたくさんございまして、育児や家事などの負担を背負つて日曜日には出られない、夜は出られない、こういうこともあるし、また、スクーリングに行く場合には、託児所でもあつたら子供を連れて行けるけれども、そうでなかつたらだめだということだつて起こると思ひますが、そういうことについて配慮すべきだと私は思つております。

時間が来てしまひましたので、労働省の方がお忙しい中をせつかくいらして下さつておりますので、ちょっと一つだけその点で伺ひますが、職員の問題ですけれども、いま大企業などでも障害者を雇用しなければならぬということになつていて、一定の割合の雇用の義務が課せられておりますね。その辺はいまだどうなつておりますか。

○若林説明員 先生御承知のように、身体障害者雇用促進法によりまして、一般の民間企業につきましては一・五％の雇用率が課せられていて、わけございまして、本年六月一日現在の雇用状況は、これら民間企業につきましては一・一三％というのが現状でございます。

○栗田委員 そうしますと、この学習センターその他放送大学が設立されたときの職員も、当然、その割合に沿つて障害者の雇用なども考えていかれますか。

○宮地政府委員 特殊法人の場合の雇用率ということも定められておるわけでございまして、当然、その線に沿つた対応をすべきものと考えております。

○栗田委員 そういふ点では労働省の十分な監督も必要ですから、文部省としても、今度の大学設立がもしされるのであれば、そこにそういう採用義務づけしていくこともぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

私は、本当はあと教官の確保の問題という重要な問題、教育の身分の問題など、それから単位の互換の問題、その他大学の自治の問題などたくさんありますけれども、残念ながら時間が来てしまひましたので、これは後に回すことにいたしました。ここで質問を終わらせていただきます。

○三ツ林委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

本委員会において審査中の内閣提出、放送大学学園法案について、通信委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会は明後三十一日午前十時から開会する予定でありますので、御了承願ひます。また、連合審査会において、参考人から意見を

聴取する必要が生じた場合には、委員長において出席を求めるといたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十分散会

文教委員會會議錄第四号中正誤

二 段 行 誤

二 三 六 園 域

正 景 域

第一類第六号

文教委員會會議錄第五号

昭和五十五年十月二十九日

昭和五十五年十一月五日印刷

昭和五十五年十一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局